

Kyoto University philosophical society for the study

# 京都大学哲学研究会会誌 非思想非非思想天 第十号

エチカについて	柊つかさ
代議制民主主義の再検討へ向けて	にけ
神即是愛	内海宙大38
クスノキは燃えているか	丸楠礼二
編集後記	68

第

章

人間本性の分析

問題の対象

### エチカについて

るに過ぎない。この帰結を元にして、スピノザは倫理学を新しく構築し

な一個の個物に過ぎず、他のより強大なものによって凌駕される。それ **へ間がどのように行動をするかは、自然全体の秩序に従う。それは脆弱** そして、スピノザはこの問題を解決した。人間には自由意志などない。

ただ無知により、

偶然をそう呼んでい

が自由であるように見えるのは、

柊つかさ

能しなかった。この問題に取り組んだ哲学者は、精神論か教訓、 それを克服する方法論として、 からない。このような、 こちらが不利益を被る。 を乗り越えるための学問である。相手が自分の思っている通りに動かず、 な説教の類しか作り出すことができなかったのである。 倫理学とは、対人、あるいは対組織において、窮地に陥った時にそれ 人間に関わる問題というものが多々存在する。 理不尽なことが起こっていてどうしていいか分 倫理学が生じたわけだ。だが、それは機 無意味

30

### 人間本性の認識

いての理解が不正確なため、 能力を持つかについての考察が、不完全になる。そして、扱う対象につ も決定論が正しいのかという問題について、これまで曖昧にしか考えら れて来なかった。これだと、人間がどのような性質を持ち、どのような え方で失敗してきたからである。 スピノザは考える。今まで哲学者が失敗してきたのは、 問題を克服することが永久にできなかった 人間には自由意志があるのか、それと 人間本性の捉

> 身体の持続は自然の共通の秩序および諸物の配列状態に依存する。(第二部定理 にこの後者も他から決定され、このようにして無限に進む。したがって我々の がまた他の原因からある一定の仕方で存在し・作用するように決定され、さら 存しない。むしろ身体は原因から存在し・作用するように決定され、この原因 我々の身体の持続は身体の本質に依存しないし、また神の絶対的本性にも依

ということになる。 秩序に従い、これに服従し、かつこれに対して自然が要求するだけ順応する、 ような変化だけしか受けないということも不可能である 己の本性のみによって理解されうるような変化、自分がその妥当な原因である 系 人間が自然の一部分でないということは、 この帰結として、 (第四部定理4) 人間は必然的に常に自然に隷属し、 不可能であり、 また自然の共通の また人間が単に自

### 2つの主張

^問本性の分析として、スピノザが主張することは大きく2つに分け

られる。

である の根底にあるのは、自己の有を維持しようという衝動1 人間の行動の根底にあるのは、自己の有を維持しようという衝動

2 人間の能力は、すべて学習能力に還元される

では詳しく見てみよう。

### 自己の有の維持

### スピノザの主張

源泉となるものである。う衝動」である。これがすべての人間が共通に有する、すべての行為の人間の持つ様々な欲求の根底にあるのは、「自己の有を維持しようとい

#### 根拠

続けるだろう。精神の実体性を否定したことで、絶対的な基準が無くないったとしても、あるのは物体のみである。それは全自然の秩序に従い、いったとしても、あるのは物体のみである。それは全自然の秩序に従い、いったとしても、あるのは存在しない。例えば人間をどこまで腑分けしていったとしても、あるのは存在しない。例えば人間をどこまで腑分けしてとはない。それが同一の個体であっても、それにもまた原因があるだろう。とはない。それが同一の個体であっても、それは全自然の秩序に従い、とはない。それが同一の個体であっても、それを構成する要素は変化したことで、絶対的な基準が無くなどう動こうと、それには原因がある。それは全自然の秩序に従い、これ以外の可能性が消えるこう言い切れるのは、決定論の帰結から、これ以外の可能性が消える

るのだ。では、最終的に残るのは何か。それは、

● 一定のまとまりを持ち、一定の行動をするように見えるものがあ

る

そして、それを我々は個体として認識しているわけだ。だということは変わらない。しかし、とにかくそのようなものがある。ということだけである。それは、もちろん自然全体の秩序に従うもの

みなす。(第二部公理) 
動において協同するならば、私はその限りにおいてそのすべてを一つの個物と体(あるいは個物)がすべて同時に一結果の原因であるようなふうに一つの活 
七 個物とは有限で定まった存在を有する物のことと解する。もし多数の個

この事実を別の視点で見ると、

個物は自己の有を維持しようという本性を持つ

れがこのような本性を持っていないならば、それは一つのまとまりを持のが、結果として自己の有を維持しているわけである。逆に、もしもそを保持しようという本性を持ち、他に対して何らかの行動をしているも持できるかどうかは、他との関係性で決まる。そのなかにおいて、自己ということになる。世界には様々な個体がある。そこで自己の有を維

の有を維持しようとする本性を持つ、ということの証明になるのである。個の個体として、我々の前に現れているということが既に、それが自己つこともなく、自然の秩序によって雲散霧消しているだろう。それが一

おのおのの物は自己の及ぶかぎり自己の有に固執するように努める。 証明 なぜなら、個物は神の属性をある一定の仕方で表現する様態である。 る物である。その上いかなる物も自分が滅ぼされうるようなあるものを、ある いは自分の存在を除去するようなあるものを、自らの中に有していない。むし ろおのおのの物は自分の存在を除去しうるすべてのものに対抗する。したがっ ろおのおのの物はできるだけ、また自己の及ぶかぎり、自己の有に固執するよ うに努力する。Q・E・D・(第三部定理6)

#### 系

### 個とは何か

らには世界全体をこの観点で整理してもいいわけである。とは、日家へ当てはめてもいいし、さいると思う。動物だろうと植物だろうとこの定義は当てはまるし、一定のまとまりを持っているという点では、無機物に当てはめても特に問題のまとまりを持っているという点では、無機物に当てはめても特に問題のまとまりを持っているという点では、無機物に当てはまるし、一定のまとまりを持ち、一定の行動ここでは人間をモデルにしたが、「一定のまとまりを持ち、一定の行動

他の諸物体と区別される。(第二部定義) 同じあるいは異なった大いさのいくつかの物体が、他の諸物体から圧力を受けて、相互に接合するようにされている時、あるいは(これはそれらの物体がたがいに合一していると言い、またすべてが一物体あるいは(これはそれらの物体がたがいに合一していると言い、またすべてが一物体あるいは(これはそれらの物体がたがいに合一していると言い、またすべてが一物体あるいは(これはそれらいくつかの物体が、他の諸物体と区別される。(第二部定義)

これまで我々は単に運動および静止、迅速および遅緩によって相互に区別される諸物体からのみ組織されている個体を考えた。しかし今もし本性を異にする多くの個体から組織されている他の個体を考えるなら、その個体は他のいっそう多くの仕方の別組織されている他の個体を考えるなら、その個体は他のいっそう多くの仕方のあろう。なぜなら、その個体の各部分が種々の物体から組織されているのだかあろう。なぜなら、その個体の各部分が種々の物体から組織されているのだから、その各部分は個体の本性を少しも変えることなしに、ある時は緩やかにあるいる時は速やかに運動し、したがってまたその運動を他の部分へ速やかにあるいる時は速やかに運動し、したがってまたその運動を他の部分へ速やかにあるいる時は速やかに圧えることができるだろうからである。

無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理分すなわちすべての物体が全体としての個体には何の変化もきたすことなしに他ようにして無限に先へ進むなら、我々は、全自然が一つの個体であってその部ようにして無限に先へ進むなら、我々は、全自然が一つの個体であってその部ようにして無限に先へ進むなら、我々は、全自然が一つの個体であってその部ようにして無限に多くの仕方で変化することを見いだすであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを容易に理解するであろう。(第二部補助定理無限に多くの仕方で変化することを表しませばないます。

#### 学習能力

まる」ということである。 その者の持つ表象で決善、スピノザのもうひとつの主張が、「人間の行動はその者の持つ表象で決

ど。 無数のものとの関わりの中で、適切な反応をし続けることができるわけることによって、様々なものの本性を学ぶことになる。これによって、いう点で、人間は他の個物と同じだが、一つ特筆すべき点が存在する。自身の維持に多くのものを必要とし、また多くの脅威を持っていると

### 学習能力は想起である

例えば、初めて出会った対象に対して、何らかの反応をしたとしよう。の人が、その対象について何も知らないのだから、その反応が適切でないだが、その対象に立て、一切のよった時、初回に出会った時の表象を想起する。それが人間であれば、会った時、初回に出会った時の表象を想起する。それが人間であれば、会った時、初回に出会った時の表象を想起する。それが人間であれば、表情、動き、髪型、服装、周囲の状況、こういう言葉をかけるような反応をしてしまうかもしれない。ここまでは、人間以外の個物と同様である。表情、動き、髪型、服装、周囲の状況、こういう言葉をかけるとこういきが、その対象に立て、一切が、大の反応が適切でないだが、その対象に立て、何らかの反応をする。その反応が適切でないだが、その対象に立て、何らかの反応をする。その反応が適切でないだが、その対象に立て、何らかの反応をする。

であろう。 ら、精神はあとでその中の一つを表象する場合ただちに他のものをも想起するら、精神はあとでその中の一つを表象する場合ただちに他のものをも想起するもし人間身体がかつて二つあるいは多数の物体から同時に刺激されたとした

正明 精神がある物体を表象するのは人間身体のいくつかの部分がかつて外部の物体自身から刺激されたのと同様の刺激・同様の影響を人間身体が外部の部の物体自身から刺激されたのと同様の刺激・同様の影響を人間身体が外部の部の物体自身から刺激されたのと同様の刺激・同様の影響を人間身体が外部の部の物体自身から刺激されたのと同様の刺激・同様の影響を人間身体が外部の部の物体自身から刺激されたのと同様の刺激・同様の影響を人間身体が外部の部分がかつて外

ずる。(第二部定理18) そしてこの連結は精神の中に、人間身体の変状の秩序および連結に相応して生れは、人間身体の外部に在る物の本性を含む観念のある連結にほかならない。

#### 一股既念

個々の表象の相違点は曖昧にしか意識されず、一致点のみが判然に意識れは、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れは、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れる、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れば、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れば、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れば、人間の身体的な制限により、個々の表象の共通点は判明に、相違れば、人間の身体的な制限にしか意識されず、一致点のみが判然に意識など、というに対している。

出会った時の表象を、全て同時に思い出しているのである。い浮かべることができるだろう。その時、実際には、その対象と過去に例えば君は、友人なり、家族なりの一般概念を持っており、それを思

定里の構育)
 定里の構育)

### 般概念が妥当になる理由

そのような特殊な点は解消されていくわけである。それらは、個々の表った自身の身体状況に依存するものだ。しかし、経験を重ねることで、出会っていないときは、その表象に関係しないものも意識することにな出会ったの対象の本質を表すものになる。たとえば、一度しかその対象にこの一般概念は、対象に出会った回数が多いほど妥当なものに、すな

ようになるわけである。るわけだ。経験を重ねることで、その対象の本性について漸次的に知るするもの、すなわちその対象の本質のみが、判然と意識されることにな象で異なる曖昧な印象として意識されるようになり、どの表象にも共通

### 行動の妥当性

になる確率が高いわけだ。

て何か反応をしたとしても、それは自身にとって不利益をもたらすものどういう反応をするかもわからない。このようなとき、その対象に対しして、それが自身にとって有用かどうかも分からない。どう対処すればして、それがどのようにして動くかについてもわからないし、その危険

いく。 0) づくと危ない、 は漸次的に一般概念を形成する。 為をする人間はいないのである。 例して、 個々の対象についての知識はより真に近いものになっていく。それに比 知ったうえで、 である。それがどのような本性を持ち、どのようにして行動をするかを ったら、それが危険なものであったとしても飛び込んでいくかもしれな 有の維持を達成できる確率が高くなるわけである。 だが、その対象について一度学んだとしたら、これは解消されるわけ だが、その対象の本質を知った上で、 そうして、 人間の行動はより適切なものになる。よく知りもしないものだ 対処できるわけだ。経験をするたびに記憶は蓄積され、 何々にはこう対処すればいい、 個々の事物に対しての行動は適切なものとなり、 普段会うあらゆる事物について、 何々はこういう反応をする、何々は近 あえて自分に不利益になる行 といった経験を蓄積して

### 表象の移り変わり

### 表象と行動

その時々で個々の表象を持ち、

それに従って行為する。

例え

現実の世界において何ものかに会えば、その対象の表象を持

何らかの行動を

部の物体についても妥当な認識を有せず、単に混乱した認識を有するのみであ のものを観想する場合には、常に自分自身についても自分の身体についても外 から決定されて、 精神は物を自然の共通の秩序に従って知覚する場合には、言いかえれば外部 すなわち物との偶然的接触に基づいて、このものあるいはか

物を明瞭判然と観想するからである。 なら精神がこのあるいはかの仕方で内部から決定される場合には、精神は常に によって、物の一致点・相違点・反対点を認識する場合にはそうでない。なぜ これに反して内部から決定されて、すなわち多くの物を同時に観想すること

するわけである。 見れば本の、表象を持つ。そして、パンを食べたい、貨幣を手に入れた ば我々は、 つ。貨幣を見れば貨幣の、パンを見ればパンの、水を見れば水の、 人間は、 水を飲みたい、本を読みたい、という欲求が生じ、

(第二部定理29

そして、あの飯をまた食べたい、どこか旅に行きたい、誰々に会いたい、 過去に遊びに行った場所、遠くにいて最近会っていない友人を表象する。 また、我々は過去に起きたことを表象する。 例えば、 昨日食べた飯、

といった欲求が生じ、何らかの行動をするわけだ。

#### 第二章 表象論

によるのだ、 この場合、 と整理されることになる。 人間が自己の利益を実現できないのは、学習能力の脆弱性 その脆弱性は、

- 常に一般概念を想起できるわけではない
- 般概念が非妥当である場合がある

それによって、 限界がわかるからである。 そのため、我々の想起がどのような仕方でなされるのか、を見ていく。 の二点に大きく分けることができる。 人間の持つ「一般概念の想起」という能力の本質とその まずは、 前者からはじめよう。

> を建築しようという衝動を有した、という意味にほかならない。(第四部序) が言うなら、たしかにそれは、 例えば 「居住する」ということがこれこれの家屋の目的原因であったと我々 人間が屋内生活の快適さを表象した結果、家屋

### 表象には強弱が存在する

点によって。それが過去の表象の場合、それは何度も繰り返し思い出さ ことがあるか、 か、それが自分の利害に関係するものか、 独で現れるのか、それともその他大勢の気を引くものとともに現れるの この表象には、各々強度がある。 それが繰り返しこちらに何かを訴えかけてくるか、 それが現実の表象の場合、 過去に類似のものに出会った 対象が単

強力であれば、それは意識にずっととどまることになるのである。ったか、といった点で強度が変わってくるわけだ。そして、その表象がれたものか、その経験をしたのは最近か、その経験は印象に残るものだ

我々が以前に他のものと一緒に見た対象、そうした対象を我々は、ある特殊の点か有しないことを我々が表象する対象に対してほどに長くは観想しつづけないであろう。を有することを表象する対象に対してほどに長くは観想しつづけないであろう。を有することを表象する対象に対してほどに長くは観想しつづけないであろう。を有することを表象する対象に対してほどに長くは観想しつづけないであろう。を有することを表象する対象に対してほどに長くは観想しつづけないであろう。を有することを仮定しているからである。これに反して我々が以前に決して見なかったような特殊な点をある対象の中に表象することを仮定するなら、それは精神がその対象を観想する間にその対象の観想から気をそらされうるような他のものを何ら自らの中に有しないというのにほかならぬ。したがって精神は単にその対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・その対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・との対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・との対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・との対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・との対象のみを観想するように決定される。ゆえに我々が以前に云々。Q・E・との対象のみを観想するように決定される。

# 意識の移り変わりは表象の強度に依存

ている、太陽が照っている、車が通り過ぎた、というように。だが、時の状況が変わるに連れて切り替わっていくだろう。目の前を誰かが走っ大抵の場合、我々は現実の表象を見る。それは、時間が経過し、周囲

その表象は長時間、より強い他の表象が現れるまで、意識にとどまるこ常に魅力的であるとか、異様な風体をしているだとか、である。すると、にはそこで、特に強力な表象が現れる。例えば目の前に現れた人間が非

とになる。

向けられるわけだ。ている予定などがあってそれを思い出したならば、それにずっと意識がえば気にかかっている人なり、夢中になっている趣味なり、楽しみにし意識にとどまる表象は、現実には存在しないものである時もある。例

いくわけだ。
いくわけだ。
なの意識は、より強度な表象からより強度な表象へと、移ってうに。我々の意識は、より強度な表象からよりして、それに意識が向くよに電話がかかってきたり、雨が降ってきたりして、それに意識が向くよるしてそれは、別のより強力な表象が現れるまで続くわけである。急

のとして、観想するであろう。 人間精神は、身体がこの外部の物体の存在あるいは現在を排除する刺激を受け 人間精神は、身体がこの外部の物体の存在あるいは現在を排除する刺激を受け のとして、観想するであろう。

現在を排除する刺激を受けるまでは、外部の物体を現実に存在するものとして、観念を有するであろう。したがって精神は、身体が外部の物体の存在あるいは実に存在する刺激状態について、外部の物体の本性を含む観念を、言いかえれば、精神は現は、人間精神は身体のこの刺激を観想するであろう。言いかえれば、精神は現証明 明白である。なぜなら人間身体がそのような仕方で刺激されている間

## 般概念の想起も同じ原理に従う

ても、 想起することができないわけだ。 である」という一般概念を形成していたなら、それが現在どのような見 どのような素振りをしていようとも警戒するであろうし、「こいつは有用 起する。そして、それに応じた行為をするわけだ。「こいつは危険な存在 の一般概念、つまり過去にその人に出会った時の表象をすべて同時に想 を煽ったりしてきたなら、より強力な別の表象に阻害され、 合に限っての話である。例えば、 た目であろうと、それを手に入れようとするだろう。我々の様々な行為 である」という一般概念を形成していたなら、たとえ現在、その対象が だが、これが可能なのは、 一般概念の想起によって生じた衝動にしたがっているわけである。 般概念も同様の仕方で想起される。 それは無条件でできるわけではないのである。 、その一 相手が不当な行為をしてきたり、感情 対象を見て一般概念を形成すると言っ 般概念が、 ある対象と出会うと、その対象 他に比して強力である場 一般概念を

#### 系

#### 思考状態

これは外的刺激が無い状態において自動的に生じる。たとえば、静か秩序の連鎖を中断させるほど強いものではない、という条件下で起こる。している状態である。これは、現実から受ける刺激が、身体に刻まれた思考状態とは、「身体に刻まれている記憶の秩序に従う表象」の連鎖を

である。 察も、 る。 般概念を取り出すことのみであり、 次にその対象に出会った時にはその対象の本質を想起し、適切な行為を ことを想起することはできない。 そこで想起することは必ず過去に経験したことであり、経験していない 激が過去の記憶の連鎖を妨げない状態を作り出すことで、思考状態に入 で誰も来ない空間に身を置き、 する。これが思考状態のなしうる唯 実による刺激が比較的少ない環境下に自らを置くことなのだ。だから、 るのである。 過去の経験を腑分けし、 全てこの限界内でしかなく、 何かについて考えるという行為が実際に意味するのは、 普遍的なもののみを取り出す。 音楽をかけて珈琲を用意して、 可能なのは、 それを超えることは構造的に不可能 すべての思考作用はこれに還元され 一のことである。 過去の経験を比較し、一 閃きも、 そうして、 外的 理論的考 な刺

#### 狂気

るかのように思われるだろう。 過去に経験した強力な表象が、ずっとまとわりついて離れないことが る。それらは、今表象しているものに比べたら弱いものだからだ。周囲 る。それらは、今表象しているものに比べたら弱いものだからだ。周囲 る。それらは、今表象しているものに比べたら弱いものだからだ。周囲 るが変わって雨が降ってきたりといった、普通であればそれに気づくよう が変わっました。 が変わって雨が降ってきたりといった、 普通であればそれに気づくよう が変わった。 が変わって雨が降ってきたりといった、 が変わって雨が降ってきたりといった、 が変わって雨が降ってきたりといった、 が変わって雨が降ってきたりといった、 が変わって雨が降ってきたりといった、 が変わっているものに比べたら弱いものだからだ。 の状況がどうであろうと、 であればそれに気づくよう

それが普段経験する刺激を圧倒するほどだとしよう。すると、その表象ている状態を、一般に狂気と呼ぶ。例えば強烈に好きな人がいたとして、このように、過去に経験した強力な表象が、意識にずっと付きまとっ

ば誰かに出会って話しかけられるだとか、 そして、それを狂気と呼ぶのである。 他の者から見れば、現状に即していない不適当で奇妙な行為だと見える。 つぶつ何かをつぶやくだとか、上の空だとかの行為が生じるのだ。そし 識するかもしれない。だがそれは、 だとかの刺激があれば、そのたびに現実に連れ戻され、現実の表象を意 てその行為は、その人自身にとっては何の不自然なことはないものでも、 わけである。そうして、寝食を忘れ、 ているだとか、誰かと話しながら街を歩いているだとか、おなかが空く 行動はそれに縛られたものになってしまう。現実においての刺激、 何を前にしたとしても、常にその好きな人の表象が眼前にあり、欲求、 は常に眼前にあるようになるわけだ。そうして、 すぐにまた、 ふらふら街を歩きまわるだとかぶ 何かの作業を誰かと一緒にし 、現実の 好きな人の表象に戻る 状況に関わらず、 例え

そうして、 現実の刺激があれば、すぐに現実に連れ戻されることが大半なわけだ。 的に抱いている、特定の目的なり、誰かへの執着なりはあったとしても、 ないのだ。ただ、 経験があるだろう。過去にした失敗を人前で思い出して変な声を出した 注意がいかなくなることや、 はまることだからである。 着があり、それが何かにつけて表象されるというのは誰であっても当て 経験があるだろう。では、それと狂気との間に何か差があるかというと、 人もいるだろう。 いうだけなのである。 だから、それは実は程度問題なのだ。というのも、 その場合は、 大抵の場合、 一つの趣味に没頭し、 狂気とは別の名前で呼ぶのが一般的である、と 誰だって、考え事をしていたら周りのことに 誰かが目の前に来ても全く気づかなかった そこまで強固であることは少ない。 常にそれについて考えたという 特定の表象への執 連続

> らである。しかし貪欲、 れない。それは彼らは通常我々の不快の種であり、 誉のほか何ものも考えない場合などにはそうした人々は狂っているとは信じら ところが貪欲者が利得や金銭のほか何ものも考えない場合、 に気違い沙汰と思われる。こうした者は通常我々の笑いをさそうからである。 である。 間に起こるならば、この人間を我々は狂っているとか気違い沙汰だとか言うの 刺激されて、その結果それが現存していない場合にもそれを自分の前にあるよ いつかれている人間もないではない。 にしても、 うに信ずるのを我々はしばしば見かける。もしこうしたことが眠っていない人 人間は数多くの感情に従属するものであって、 また恋に焦れて夜も昼もただ恋人あるいは情婦のみを夢みる者も同様 実際はやはり狂気の一種である。 名誉欲、 情欲などは、 すなわち人間がただ一つの対象から強く (第四部定理 44 一般には病に数えられていない 常に同一の感情に執拗にまと 憎悪に値すると思われるか また名誉欲者が名

### 非妥当な観念の存在

もう一つの脆弱性が、非妥当な観念の存在である。

くだろう。だが、それが実現しない場合がある。も、それは出会う回数を重ねることで、より普遍的なものに近づいてい初の数回は、特殊な状況で会ったために特殊なものを含んでいたとしてする。それは、経験を重ねるたびに適切なものになっていくはずだ。最我々は、同じ対象に何度も出会うことで、その対象の一般概念を形成

### 般概念が真となる理由

そしてそれは、経験を重ねるたびに、そのものの本性に近づく。する。そしてそれは、経験を重ねるたびに、そのものの本性に近づく。我々は様々な経験をすることにより、それについての一般概念を形成

- 我々が様々な経験をすること
- それにより、その一般概念が本質を示すものになること

を担保としている。

### 般概念が偽となるパターン

である。そこで形成する一般概念は、いつまでも非本質的なものにとどまるわけそこで形成する一般概念は、いつまでも非本質的なものにとどまるわけだから、特殊な環境において、特定の表象を与えられ続けたならば、

む、という事態が生じるわけである。そして、そこにおいて意図的に、特別えば特殊な環境に閉じ込める。そして、そこにおいて意図的に、特別の結びつきを与える。そうして、その一般概念を真だと思い込むことになるわけだ。例えば教育は、この原理を利用している。特定の環境下に長年置ま、それから離れられない物理的な根拠を与える。そうして、特定の表象の結びつきを与える。それにより、形成する一般概念は非本質定の表象の結びつきを与える。それにより、形成する一般概念は非本質に表が、という事態が生じるわけである。

### 観念の妥当と非妥当

な観念を持つわけだ。当な観念と呼ぶ。我々は、個々のものについて、妥当、あるいは非妥当そして、その個物の本質と無関係なものを取り除いていない観念を非妥その個物の本質と無関係なものを取り除いた観念を妥当な観念と呼ぶ。

念のすべての特質、あるいは内的特徴を有する観念のことであると解する。(第妥当な観念とは、対象との関係を離れてそれ自体で考察される限り、真の観

二部定義4)

部定理29) 部定理29) 部定理29) 部定理29)

### 第三章 精神の批判

しかない。とが、人間の持つ能力の全てである。それは、物質の秩序の枠内の話でとが、人間の持つ能力の全てである。それは、物質の秩序の枠内の話で「出会ったものに対してその本性を想起して、適切な対応をする」こ

ればこの学習能力に還元されることになる。ている。例えば判断、意志、思考といったものだ。それらは、突き詰めだが、普通、人間には精神に帰されるもっと他の能力があると思われ

#### 理性

い。目の前にあるものの状態に関わらず、適切な対応が取れることになるの目の前にあるものの状態に関わらず、適切な対応が取れることになるの理性とは、妥当な観念を想起している状態である。それにより、現在

が上る、 どの表象が強力であるかは相対的なものであり、 でありうる事態について何度も考察する、等のことによって可能になる。 に関わらず、一般概念を想起する場合がある。 られて行動するとき、我々はそれを感情的な行為と呼ぶ。しかし、それ その時、 とがある。挑発、泣きを入れる、怒るなど、感情を揺さぶる事態がある。 般概念を強力な表象にすることは可能なのだ。 例えば、 カッっとなる、というやつだ。このような強力な表象に引きず その対象に引きつけられたままで行動することがある。 眼前の対象はその時々によって普段と異なった行動を取るこ それは、事前に頭のなか 工夫によって、 特定の 頭に血

たというように理解するわけだ。理を知らない者は、それが感情を抑える理性という能力によってなされという能力が実際にあるわけではないが、そこで起こっていることの原ー般概念によって行為した時、それは理性的な行為と呼ばれる。理性

#### 判断

判断を控える状態とは、複数の表象を同時に想起している状態である。

それは、相談相手がどう反応するかについての妥当な観念を持っていな 代わる代わる想起される。例えば、 言うわけである。 原因を人間精神に帰して「判断を控える」というように言っているので に想起され、それが代わる代わる現れる、 る対象について非妥当な観念しか持っていない故に、複数の表象が同時 る代わる現れ、何も行為できないでいる状態であるわけである。 題を抱えているとして、それを誰かに相談しようか迷っているとしよう。 想起され、それが代わる代わる現れているわけである。あるいは何か問 るかもしれないという表象と、けれども食べたいという表象とが同時に あるとしよう。 出会った対象についての知識が非妥当であるとき、その複数の表象が、 とどまる状態になれば、 ある。そして、その表象のうちのひとつが優勢になって、ずっと意識に いがゆえ、相手にしてくれない表象や、 それを見て食べるかどうか迷っている時、食うと怒られ この問題について「判断をした」というふうに 目の前に誰かが買ったパンが置いて 相談に乗ってくれる表象が代わ という状況であるとき、 関係す その

でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、てそのほか何も知覚しない一人の小児を考えよう。この表象は馬の存在を含んではない。このことを明瞭に理解するため、我々は、ここに翼ある馬を表象しではない。このことを明瞭に理解するため、我々は、ここに翼ある馬を表象しではない。このことを明瞭に理解するため、我々は、ここに翼ある馬を表象しではない。このことを明瞭に理解するため、我々は、ここに翼ある馬を表象しではない。このことを明瞭に理解するため、我々は、ここに翼ある馬を表象しているし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、でいるし、また小児は馬の存在を排除する何ものも知覚しないのであるから、

馬の存在について確実でないにしてもその存在について疑うことができないで ようにしたりする自由な力が自分にあると思う人はないであろうと私は信ずる。 分の夢見ているものについて判断を控えたり自分が夢みているものを夢みない あろう。こうしたことを我々は日常夢の中で経験する。しかし夢見ている間自 彼は必然的にその馬を現存するものとして観想するであろう。そして彼はその

#### まとめ

(第二部定理49備考

は実は学習能力の一部なのである。 このように、 思考、 判断といった、 通常精神の能力に帰せられるもの

神の自由な決意によって話をすると信じており、しかも実は話をしていない、 中に在ると信じている。 することについて任意に黙っていたり・話をしたりすることだけは精神の力の で思っている。最後に我々は、覚醒時にはとてもしないようないろいろなこと 知っていることを人に黙っているのと同じ精神の決意でそうしていると夢の中 次に我々はいろいろなことを人に隠すという夢を見る。 あるいは話をするとしてもそれは身体の自発的運動から生じているのである。 想起したり・忘れたりすることは精神の自由にはならない。そこで人々は想起 我々は想起しない言葉を話すことはたりすることはできない。なおあることを ないことは決して精神の決意によってなしえないということである。 いうのは、 このことはなお、これから述べることからいっそう明瞭になるであろう。と ここで私の特に注意したい別のことがある。それは、我々は想起し しかし我々が話をする夢を見る場合、 しかも覚醒時に我々が 我々はやはり精 例えば

> なくてはならぬ 別されないのであって、それは観念が観念である限りにおいて必然的に含む背 あると信じられている精神の決意は、 るのかどうかを。もしそんな無意味な結論に到達したくなければ、この自由で りたい、精神の中には二種の決意、すなわち空想的な決意と自由な決意とがあ を精神の自由な決意によってやってのけるという夢を見る。そこで私はぜひ知 定(第二部定理四九を見よ)にほかならないということを人々は必然的に承認し 表象そのものあるいは想起そのものと区

目をあけながら夢を見ているのである。(第三部定理2備考 決意で話をしたり・黙っていたりその他いろいろなことをなすと信ずる者は、 念が生ずるのと同 こんなわけで、 精神のこうした決意は、 一の必然性をもって精神の中に生ずる。 現実に存在するもろもろの事物の観 だから精神の自由な

#### 系

自我の正体は、

一般概念である。

自我を認識している状態なのだ。

過去に経験した自己の行為を、

漠然

自我

り、 のたびごとに、新しくその一般概念を想起し直すわけである。 ことになる。そこで意識されるのは、 て、 たびに想起するのだ。 表象に共通するものとして、自身の身体についての一般概念を形成する 在しているものとして、意識されるのが身体である。こうして、個々の と同時に想起している状態が、 我々の表象は、 その時の活動能力の増減である。 我々は自身、 あるいは外部の個物を認識するわけだ。そこで常に存 人間身体と外部との接触によって生じる。そこにおい だから、 それは常に存在しているのではない。 そうして、 個々の事態にどう反応したかであ それを何か機会がある

こされる自己の一般概念だけなのだ。
般概念を想起するわけである。あるのは非連続的な、その時々で思い起刺激によって別の表象に移るわけだ。そしてまた別の機会に、自己の一般概念が想起されるわけである。だが、その表象はすぐにまた、現実の般では名前を呼ばれた時、あるいは外的な刺激が少ない時に、その一

を自己にとって現在するものとして観想するであろう。(第二部定理17備考)とうる。すなわち前者はペテロ自身の観念との間にどんな差異があるかを明瞭に理解パウロの中にあるペテロ自身の観念との間にどんな差異があるかを明瞭に理解パウロの身体の状態をより多く示しており、したがってパウロの身体のこのもパウロの身体の状態をより多く示しており、したがってパウロの身体のこのもパウロの身体の状態をより多く示しており、したがってパウロの身体のこのもパウロの身体の状態をより多く示しており、したがってパウロの身体のこのもパウロの身体の状態をより多く示しており、したがってパウロの身体のこの特別を自己にとって現在するものとして観想するであろう。(第二部定理17備考)を自己にとって現在するものとして観想するであろう。(第二部定理17備考)

(v) - ^。 我々が何かを認識するとき、それは自身の身体と外的対象との接触によって

る。

の物体についても妥当な認識を有せず、単に混乱した認識を有するのみであのものを観想する場合には、常に自分自身についても自分の身体についても外から決定されて、すなわち物との偶然的接触に基づいて、このものあるいはかがら決定されて、すなわち物との偶然的接触に基づいて、このものあるいはか精神は物を自然の共通の秩序に従って知覚する場合には、言いかえれば外部

によって、物の一致点・相違点・反対点を認識する場合にはそうでない。なぜこれに反して内部から決定されて、すなわち多くの物を同時に観想すること

物を明瞭判然と観想するからである。(第二部定理 29)なら精神がこのあるいはかの仕方で内部から決定される場合には、精神は常に

故に時には自己にとって不利益となる行為をするのである。般概念のみなのである。人間はその時々の表象に従って動くだけであり、ているというのは嘘なのだ。あるのは、その時々で想起される自己の一自己というものが連続的に存在しており、それによって何かを決定し

### 第四章 人間とは何か

ことにしよう。ることになる。その中の、倫理学に関わる重大なものについて見ていくることになる。その中の、倫理学に関わる重大なものについて見ていくこまでの議論は、我々が通常持っている人間観に重大な変更を与え

# 人間は常に適切な行為をできるわけではない

表象し、 して、 持つようになる。様々な食料、 の表象と、活動能力の増減とを偶然的な仕方で結びつけ、様々な欲求を て決定する。そしてそれは、 あるときは何かの物を、 らに接した数だけ、それらへの欲求を持つことになる。そうして、 らである。世界には、 というのも、 何を意志し、どのような行為をするかは、 その時々で想起した表象に従い、 何らかの欲求が生じ、行為をするわけだ。そして、個々の表象 人間の行為はその時々で想起する表象によって決まるか 自己の有の維持に関わるものが多数存在し、それ あるときは特定の個人を、 常に自己の利益と合致するわけではない。 酒 音楽、 行動をする。 趣味……といったものだ。そ その時々で持つ表象によっ あるときには名誉を あるときは金を、

のように。
のように。
のように。
のように。
たいという欲求があっても、それが過度になれば自身を害するように。
期的には自己の有の維持に反する場合がある。酒を飲みたい、飯を食い
は、その瞬間においては活動能力を増大するようなものであっても、長

のである。

はより不完全と呼ぶであろう。(第四部序言)
より多くあるいはより少なく近づく限りにおいて、その人間をより完全あるい我々が確知するものであると解するであろう。さらに我々は、人間がこの型に我々が確知するものであると解するであろう。こます近づく手段になることを我々が確知するものであると解するであろう。こます近づく手段になることを我々が確知するものであると解するであろう。こ

れ、それに影響されて生活している。それゆえ、非妥当で短期的な欲求まるわけである。そして、人間はたいていの場合、非妥当なものに囲まこの両者のどちらがその時で優勢になるかによって、人間の行為は決

けである。のみが意識され、長期的には自己にとって不利益な行為をしてしまうわ

の前にないと表象される場合よりも強力である。感情は、その原因が現在我々の前にあると表象される場合には、それが我々

あるいはより強力である。(第四部定理9)される場合には、それが我々の前にないと表象される場合に比べより活?である。はより活溌である。ゆえに感情もまた、その原因が現在我々の前にあると表象はより活溌である。

#### 隷属

有の維持を他の対象にまったく依存してしまう状態につながる。行動が規定される場合がありうる。それは、学習能力を放棄し、自己の目の前に存在しないものによって、特定の行為をするように、人間の

は、その特定の個物の意に沿ったものになる。は、その特定の個物の意に沿ったものになる。長期的に、その人間の行動的に与える。同じことを何度も話す。これらを、長期的に、そのものがびつけた刺激を与える。恩、あるいは恐怖の感情を、個々の機会に意識びつけた刺激を与える。恩、あるいは恐怖の感情を、個々の機会に意識がつけた刺激を与える。思、あるいは恐怖の感情を、個々の機会に意識を出去って、個々人が何を意識するかを外的にコントロールすることがとに、その時々であらわれる強力な表象により、何を意識するかは決生に、その特定の個物の意に沿ったものになる。

例えばあるとき、自身にとって利益であることを思いつくとする。あ

自己の行為を制限するものはすべてこの構造をとっている。不利益なことである場合、その者から将来その行為の結果として独るだろう不利益を想起することになる。こうしてその欲求は行為として生じるが、もしそれが自身の依存しているものにとって自己の行為を制限するものはすべてこの構造をとっている。

従し、かつこれに対して自然が要求するだけ順応する(第四部定理4系)(人間は必然的に常に受動に隷属し、また自然の共通の秩序に従い、これに服)

理6) でき、かくてそのような感情は執拗に人間につきまとうことになる(第四部定でき、かくてそのような感情は執拗に人間につきまとうことになる(第四部定ある受動ないし感情の力は人間のその他の働きないし能力を凌駕することが

生じず、 生存を保証するものであるにも関わらず、 あらゆる手段を用いるということができない。 はその労力も時間も自分の生存には生かされない。 には自分を利するものではない。 われる。 の欲求は自分の依存しているものにとって気に入る領域においてでしか こうして我々は精神的に何者かに隷属することになる。すなわち、 自身の行為は自分のためではなく、 我々は何かを表象し、 欲求し、 非妥当な観念を持ち、行為している間 行為する。 である。 他のものの利益のために使 それらが唯一の、 自分の利益のために しかしそれは、 自己の 実際 我々

人間を隷属するのに、物理的に縛る必要はないのだ。

特定の環境にお

により、我々の行為は制限を受けている。の活動能力が自分といることによってのみ発揮されると思わせる。恩をの活動能力が自分といることによってのみ発揮されると思わせる。恩をと自分とが密接な関係を持つ状況を作り、それを意識させる。そのものい生存

られることによって自殺する。 精神の中に何の観念も存しえないようなそうした本性を一 の身体を変化させてその身体が前とは反対な別種の本性を― て自殺する。 されて、すなわち、より大なる害悪をより小なる害悪によって避けようと欲し あるいはセネカのように暴君の命令によって自らの血管を切開するように強制 からねじ返されて自分自身の心臓にその剣を向けるように強制されて自殺する は種々の仕方で起こりうる。例えばある人は、 るものでなく、そうするのは外部の原因に強制されてするのである。この自殺 て言うが、何びとも自己の本性の必然性によって食を拒否したり自殺したりす は自己の利益の追求を、 それゆえに何びとも自己の本性に反する外部の原因に強制されるのでなくて 最後にあるいはまた、 すなわち自己の有の維持を放棄したりはしない。 (第四部定理20備考 隠れた外部の原因が彼の表象力を狂わせ彼 偶然剣を握ったその手を、 帯びるようにさせ -それについては あえ

### 過去に対峙した個物が問題

我々は、自己を維持しようという衝動を持つが、それが常に実現する。そして、我々の普段の行動や努力、あるいは意識される目的といっ我々の不安、悲しみその他は、すべて過去に出会った個物を原因とす

る 憶はたびたび想起され、そのたびに同じ悲しみ、 持を阻害するものに出会い、それへの対処ができなかった場合、その記 悲しみあるいは不安といった感情に陥るわけである。そして、自己の維 方によってだ。その時、我々は自己の維持が不安定であることを意識し、 適当な状態になることを強いる、 との関係に規定されるからだ。世界には、 わけではない。 危うくさせるようなものが多数存在する。 というのは、 それが実現するかどうかは自己以外のもの 無力感を思い知らせてくる、などの仕 自己を阻害し、自己の維持を 直接に傷つけてくる、 不安を感じることにな 何か不

が、 るかもしれない。 手が窮地に陥ることを想起したり、 そうすることで、同じ問題が起こったとしても、それはすぐに解決でき 新しい技術を身に付ける、 動をすることになるわけである。 るものだという表象が想起されるだろう。 にその問題に対処するための準備をするかもしれない。 とにより、不安の感情から逃れることができるからだ。 いない問題が想起されたとしても、 ているということを想起すれば、それで不安は解消されるのである。例 過去に陥った窮地のことを想起したとしても、自分が現在金を多く持っ 去に出会い、未来に出会いうるたいていの問題は、 想起しにくくなるからである。 人間は空想をし、現実逃避をする。 その感情を解消しようという衝動が生じ、 そうすれば、 一緒に対処してくれる仲間を作る、 自分がその対象に危害を加えられる表象 例えば、 その相手の無能力さを反芻したりす すぐに関係のない表象を想起するこ あるいは、自己に対峙した相 それにより、 人間は金を稼ごうとする。 金で解決するからだ。 人間は何らかの行 あるいは、 自身を鍛える、 自身の解決して などだ。 実際 過

> ないのである。 さったものへの対処だけなのだ。人間は、この限界を超えることができのであっても、自身を危機に陥らせるものは存在するだろう。しかし、のであっても、自身を危機に陥らせるものは存在するだろう。しかし、衝動の根拠になることもない。もちろん、過去に出会ったことのないものについては、想起される機会がないし、

#### 系

### 時間について

いか。このような疑問が出てくるだろう。は未来の、まだ起こっていないことについても考えることがあるじゃなしたことの表象のみである。では、未来の表象とはどうなるのか。我々我々が想起するのは、現実に起こっていることの表象と、過去に経験

になる。このような仕方で、 思い浮かべれば、 朝の情景にも共通している一般的なもの(太陽の位置、冷えきった空気) がった人、細かなものの配置、 拶の人」と結びつく朝の情景は、そこから特殊なもの(その時に通りす こちらに挨拶をしてきたとする。 その一般概念をその時々で想起し、そのたびに別の未来を意識するわけ 閑散とした雰囲気等)のみが残ることになる。そうして、「挨拶の人」を 人と毎朝出会い、そのたびに挨拶をされる経験を繰り返したならば、「挨 の情景とを結びつけた表象を持ち、 未来の表象の正体は、過去の表象である。 同時にその 我々は時間概念を含む表象を持つ。そして、 一般概念と化した朝の情景を想起するよう 着ているもの等) すると、 それが記憶されることになる。 その挨拶をしてきた人と、 例えば、 が削ぎ落とされ、 朝に出会った人が . ど の その 朝

いのである。

彼がこれらの人間をこの同じ順序で見る度合が重なるにつれてますます確乎た が夕方シモンを見るとしたら、 とシモンの存在を未来の時間に関連させて表象するであろう。これに反して彼 パウロを、 過を表象するであろう。そして朝の時間とともにペテロを、昼の時間とともに るものになるであろう。 してこの二人を過去の時間に関連させるであろう。そしてこうした表象結合は 同じ天域を運行することを表象するであろう。 部の定理18から明らかなように、彼は暁の光を見るや、ただちに太陽が前日と を、夕にシモンを見、そして今日また朝にペテロを見たと仮定しよう。この ところでここに一人の小児があって、昨日はじめて朝にペテロを、 夕の時間とともにシモンを表象するであろう。それで今彼はパウロ (第二部定理44 彼はパウロとペテロを過去の時間とともに表象 言いかえれば彼は一日全体の経 昼にパウ

様の喜びおよび悲しみの感情に刺激される。 人間は過去あるいは未来の物の表象像によって、現在の表象像によるのと同

ものと呼ぶのである。なぜなら物をそのようなふうに表象する限りにおいて、例えば我々がある物を見たかあるいは見るであろう、ある物が我々を活気づけるであろう、ある物が我々を害したかあるいは害するでたかあるいは活気づけるであろう、ある物が我々を害したかあるいは害するでたかあるいは活気づけるであろう、ある物が我々を活気づけんがあるいは活気がけるであろう、ある物が我々を活気づけるである。

てあたかもその物自身が現在したであろう場合と同じ仕方で刺激される。(第三するいかなる感情にも刺激されない。したがって身体はその物の表象像によっ我々はその物の存在を肯定している。言いかえれば身体はその物の存在を排除

の一般概念なのである。 るのは、太陽の高さ、明るさ、そこで活気よく働く人々、といった過去こうして、一日の始まりに未来を想起する。そこで実際に表象してい

### 第五章 倫理学

### 問題の所在

うことになる。 ようとしているのだ。それが、世間一般で価値があると思われているも からである。それはたいていは成功せず、 自分が何を衝動しているかについて、その原因を知らないままの行動だ かは分からない。ただ、それが成功するかどうかは偶然的でしかない。 のへの追随、 の有を実現しない欲求を持ち、 0 つが、人間の目的は自己の有の維持である、ということである。 有の維持を根拠に持つ。ただ、対象について非妥当であるゆえ、 ここまでで導いた、いくつかの重大なことについてまとめよう。 我々の欲求は、それがどれだけ高尚で、抽象的に見えても、必ず自己 学問の探求、趣味への没頭、 不適当な仕方で自己の有の維持を実現し その他どのような形で現れる 自身の労力と時間を無駄に失

現せよ。これ以外になすべきことは無いのである。そして、すべての行識する欲求と自己の維持との乖離にあるのである。自己の有の維持を実

為はこの基準の元に整理されるのだ。

#### 方針

大きくは、我々が他のものに従属しているという状況を認めたうえで、大きくは、我々が他のものに従属しているともできないようにされて自己の利益を得る手段として、他のものに自己をあわせることを強制され、自己の判断を手放し、そこにおいて得られる小さい利益を求めて行れ、自己の判断を手放し、そこにおいて得られる小さい利益を求めて行れ、自己の判断を手放し、そこにおいて得られる小さい利益を求めて行れ、自己の判断を手放し、そこにおいて得られる小さい利益を求めて行れ、自己の判断を手放し、そこにおいて得られる小さい利益を求めて行れ、自己の判断を手放し、そこから脱出するため、自分にとって未知であるものについて知り、それに対処するということもできないようにされてある。

他のものによって与えられている秩序をすべてだと思いこんでいるので において見つからなければ絶望する。 にとっては不利でしかないものを飲まされ、 定の表象と表象との連結を前にしてそれに隷属している。 ことだと思わされ、 力を放棄させられている。何でもできる、 を利用しているものを脅かさない程度での自己の利益の追求を認められ 我々は精神を折られ、 抑えられているのだ。そして、 世界が複雑であって自己の利益を追求するというのは不可能な 萎縮し、従うべきとされる無数のルール、つまり特 自己の利益を追求し続けることができず、 自己の利益が達成される方法がそこ 実際の世界の秩序ではなく、単に、 なにをしてもいいということ 実際に人間に備わっている 実際には自分 自己

ある。

### 具体的な方法論

て妥当な観念を形成すればいいのだ。

でいないがゆえに、不適当な行為をしているのだ。だから、それらつい世界には様々な個物があり、そこには自己にとって利益となるものも、世界には様々な個物があり、そこには自己にとって利益となるものも、として、より具体的に言うならば、これまで出会った個々の対象、自

を阻害するものが一切想起されないからだ。 を阻害するものが一切想起されないからだ。 を阻害するものが一切想起されないからだ。 を阻害するものが一切想起されないからだ。 では、ここに帰着する。したがって、個々の対峙したものへ対処をすれ では、ここに帰着する。したがって、個々の対峙したものへ対処をすれ でもう問題は解決するわけである。それらがその時々で想起され、 でをに、不安に の有の維持のみを意識する状態を保てるだろう。そこでは、自己の有 の相関なのは、かつて対峙したものがあり、かつそれについて妥当な観 と阻害するものが一切想起されないからだ。

することなのだ。自己の維持を達成できる確率が上がるのである。生きることは万難を排界においてより強力な存在へと変化し、自らを脅かしうる存在が減り、また同じことを繰り返し、それを克服する。このようにして、徐々に世も、また生きる中でそれを意識させるものに出会うだろう。そうすれば、

#### まとめ

維持に関わるものを我々は多数持っており、 ただ淡々と最善のみを行え。泣かず、 自身の利害に関係するもののみを分析し、準備をせよ。感情に流されず、 極まで追求すればここに行き着くのである。すべてを必然として捉えよ。 が人間にできる唯一のことであり、 るため、 制限している。そこで、それについて妥当な観念を得る。それを克服す 時間を浪費することになる。このような、非妥当であるが、自己の有の とができなかった。そこで、世界が必然であるということを理論的に示 ピノザの結論になるわけである。 それが普遍的な課題であれば、その表象はそののちも必ずしばしば想起 し、それを基礎にして倫理学を建て直す必要があったのである。 とになる。この単純な真理は、 生きていく上で、必ず自己の有の維持を阻害するものに出会うだろう。 スピノザの倫理学は、一言で言えば、 我々の行動を縛ることになる。そして、ただ右往左往するだけで 重要な順に、それを乗り越えるための技術を身に付ける。これ 既存の哲学の未熟さによって認識するこ どのような試行錯誤でも、 笑わず、 自己の利を追求せよ、というこ それが我々の行動の大半を ただ理解せよ!これがス それを究

# 代議制民主主義の再検討へ向けて

にけ

二 直接民主主義と代議制民主主義

再帰的近代における代議制民主主義

その異に

民主主義の観点から

民意―その両義性

二つの民意概念―一般意志を手掛かりに

選挙と民意

シュンペーター・モデルへ―民意の「切断.

匹 議会

近代議会の歴史的背景

議会主義の思想史的背景①―ケルゼン

議会主義の思想史的背景②―シュミット

ポルスビーの議会類型論

補論 抽選と民主主義―もうひとつのデモクラシー

4 危機のなかの代議制民主主義

【引用・参考文献】

# 再帰的近代における代議制民主主義

態、直接民主主義の不完全な代用品であるとみなされる。国家化にともなう国家機能の分業原理がもたらした民主政の妥協した形家の地理的な広がりにより仕方なく導入されたもの、19世紀以降の行政直接民主制こそが民主主義の理想的な形態であり、代議制民主主義は国とり、代議制民主主義を批判するという論法が存在する。それによれば、古代ギリシャのアテネや古代ローマの民会における直接民主制に範を

る政治的意思決定をめぐる制度の根幹をなす代議制民主主義を、直接民を政治的意思決定をめぐる制度の根幹をなす代議制民主主義をのものを独立した制度として分析し、なぜ代議制民主主義をのものを独立した制度として分析し、そのメリット、大議制民主主義をのものを独立した制度として分析し、そのメリット、主主義が現代政治において好ましい意思決定の方法であるのかを考察する必要がある。

現代は「再帰的近代」の時代と呼ばれる(ベック、ギデンズ、ラッシュ現代は「再帰的近代」の時代と呼ばれる(ベック、ギデンズ、ラッシュ明能性に開かれているということである。 可帰的近代とは絶えざる自己検証の時代であり、そのような時代において、代議制民主主義もまた、自己の存立基盤を再検が無意識のうちに前提としてきたものが、すべからく再審に付されるなることなく常にセルフチェック&アップデートを繰り返していかなけずることなく常にセルフチェック&アップデートを繰り返していかなけずることなく常にセルフチェック&アップデートを繰り返していかなけずることなく常にセルフチェック&アップデートを繰り返していかなけずることである。

な議論を行うことは困難である。 に関して合意を形成すること、代議制民主主義について実質的で生産的け離れているので、代議制民主主義とはいったいどのような制度なのか制民主主義という同一のシニフィアンに対して与える意味があまりにか民主主義以外の制度を経験したことがなく、また我々一人ひとりが代議

うえで、その現代的な問題点を提示し改革の可能性を示唆する。て、代議制民主主義が現代民主政において果たしている役割を考察した議制民主主義についていくつかの観点から理論的に検討することを通し以上のような現状に対してささやかな抵抗を試みるべく、本稿では代

特に区別せず用いる。 というふたつの言葉を なお、本稿においては「代議制」と「代表制」というふたつの言葉を

## 直接民主主義と代議制民主主義

#### ての異同

両者の違いはどこにあるのだろうか。 まずは直接民主主義と代議制民主主義にかんして簡単な説明を行う。

テネ市民の両親から生まれた満1歳の男子という資格要件を満たした市民会(エクレシア)である。土地保有の有無、財産の多寡にかかわらず、ア行われていた政治制度である。アテネ民主政における最高議決機関が、という例外はあるものの、基本的には古代ギリシャの都市国家アテネで直接民主主義は、現代でもスイスの一部の自治体などで行われている

られていたという。(橋場 2016;pp.116-119) 権授与決議、国事犯の弾劾決議など、多様な事項を審議する権限が与え外交使節の派遣、兵士の動員、艦隊の派遣、戦時財政などの外交問題や、外交使節の派遣、兵士の動員、艦隊の派遣、戦時財政などの外交問題や、民なら誰でも民会に出席することができ、発言・投票の権利が平等に付民なら誰でも民会に出席することができ、発言・投票の権利が平等に付

とは対照的である。(橋場 2016;pp.148-152) た。メリット・システムによって有資格者を選抜する近代以降の官僚制の就任に際して、専門的知識や実務能力などの資格要件は課されなかっの就任に際して一年間であり、再任・重任は許されなかった。官職へよって選出される一部の役職を除いて、すべて抽選によって選ばれた。また、行政の実務をこなす役人(アルカイ)は、将軍や財務官など選挙に

この執務審査は極めて厳格なものであり、 判にかけられた。政治指導者は都市国家の命運を強く左右する存在であ 軽い罪に対しては罰金刑、 れていた。告発が認められ、 にさらされており、ひとたび告発が認められれば民衆裁判所での弾劾 は重大な責任がともなった。政治指導者は常に民衆からの告発の可能 が自由に発言することが許されたものの、 れていた一方で、 人は任期中の公務の内容につき、 ることも少なくなかったという。 ることから、失政を行った指導者に対しては弾劾裁判で死刑が宣告され 古代アテネの政治制度においては、市民の立法・行政への参加 責任追及のシステムも整備されていた。 重い罪には公民権喪失や財産没収、売国罪の 民衆裁判所の決議によって有罪とされると、 公職にかんしては任期満了に際し、 厳格な審査を受けねばならなかった。 発言の信憑性・内容に関して 般市民からの告発にも開か 民会では誰も が開 裁

ステム」として理解できる(橋場 2016)。つの要素のからまりあい、あるいは緊張関係からなる「参加と責任のシそれに表裏一体の「責任(アカウンタビリティ)」、アテネ民主政はこの二のには重い責任が課された。平等な「参加(パーティシペーション)」と、ような極めて重大な罪に対しては死刑が適用されるなど、公職に就くも

接民主主義」とも呼ばれるゆえんである。 者に対して責任を負うことになる。 議員は、 においては、 を解散し総選挙によって民意を問わねばならない。 決議が可決された場合、 向に目を向けると、総理大臣は議会に対して責任を負い、議会で不信任 は委任の連鎖を通じて、 総理大臣が選出され、 反映されることはなく、 議員(代議士)を選出し、議会における議員の投票によって行政府の長たる る(待鳥 2015; p.13)。議院内閣制を例にとると、有権者が選挙によって いて中核的な役割を果たす制度である。 代議制民主主義は 方、代議制民主主義は近代以降の特に国民国家の政治決定過程にお 民意は「間接的に」政治へと反映される。 次回の選挙において落選の憂き目にあうというかたちで、 任期中に有権者の意思に十分に応えることのできなかった 内閣が構成される。 「委任・責任の連鎖関係」によって成り立ってい 立法・行政へと伝えられることになる。 議会というクッションが間に挟まれるというか 総理大臣は内閣総辞職を行うか、 有権者の意思が「直接に」政策へと その本質的な特徴を述べるなら そこにおいて、 代議制民主主義が 議員と有権者の関係 もしくは議会 有権者の意思 逆の方 有権 間

解できることになる。が直接民主主義、「間接的に」反映させるのが代議制民主主義であると理が直接民主主義、「間接的に」反映させるのが代議制民主主義であると理以上から、とりあえずは民意を「直接に」政治決定へと反映させるの

### 主主義の観点から

ば、 ある。 の支配(クラトス)」を意味する語である。 デモクラシーを「人民の自己統 しよう。 治」と規定する古典的な学説は、 たのは古代ギリシャ語のデモクラティアであり、 次にこれら二つの政治制度を シュミットは民主主義を次のように定義する。 語源的に考察するならば、 両者はその名称の中に、 「民主主義」の観点から比較することに このような理解に依拠している。 デモクラシーdemocracy のもとになっ ともに「民主主義」 これは「民衆(デモス) の語を含むからで

(シュミット 1972; p.35)。 してだけ効力を持つべきだ、ということが民主主義の本質であるている。下されるすべての決定が、ただ決定する者自身にのみ対民主主義を定義するためのものとしては、一連の同一性が存在し

意を政治決定に反映させるという点で、直接民主主義も代議制民主主義民主主義をこのように理解するなら、直接的にせよ間接的にせよ、民

かが、ふたつの政治制度を理解する鍵となる。生じさせるのか、またそのような制度はいかなる思想的基礎を有するの政治決定の間に議会を挟み込むという制度設計がいかなる政治的効果をも民主主義の理念を体現した制度ということになる。そこで、有権者と

が済んでいないことには話は進まない。ともあれ、政治決定に反映されるといわれるところの「民意」の検討

### 三 民意―その両義性

# 一つの民意概念―一般意志を手掛かりに

民の「共通の利益」 理解されるだろうか。投票結果が民意なのか、 リット・デメリットを勘定して、 意」だったと言えるだろうか。だが、EU離脱は経済的観点からすれば、 が残留支持派を上回った。投票結果を見るならば、 てみよう。投票の結果、 果を取り敢えずは「民意」とみなすことができるだろうか。今年の6月23 も曖昧な概念である。直接民主主義においては、民会における採決の結 であると判明したとすると、英国民が離脱を選択したことはどのように とても合理的な判断とは言い難い。 日にイギリスで実施されたEU離脱をめぐる国民投票を補助線に考察し 「民意」とはいったいどのように理解すればいいのだろうか。余りに のようなものなのだろうか。 約5%対4%と僅差ではあったが、離脱支持派 残留の方が相対的に利益の多い選択肢 仮に離脱問題に関係するあらゆるメ それとも民意とは何か国 離脱が英国民の「民

後者の「共通の利益」としての民意概念は、ルソーの一般意志論に由

正しく、誤ることがない(ルソー 1954;p.46-47)。 なれ、「公の利害」、「全体の利害」を追求する。それゆえ一般意志は常にいたときに得られるものとされる。一般意志はあらゆる個別利害からはいたときに得られるものとされる。一般意志はあらゆる個別利害からはま」とは異なり、抽象的な人格としての「人民」がもつ意志である。一来する。一般意志とは、各個人がもつ特殊意志の集計としての「全体意来する。一般意志とは、各個人がもつ特殊意志の集計としての「全体意

代表制に対するルソーの憎悪は、以下の有名な言葉からも明らかである。 立法者は一般意志を解するただ一人さえいればよいということになる。 いからである。それゆえ、ルソーにおいては一般意志の宣言としての「法」 いからである。それゆえ、ルソーにおいては一般意志の宣言としての「法」 いからである。それゆえ、ルソーにおいては一般意志の宣言としての「法」 いからである。それゆえ、ルソーにおいては一般意志の宣言としての「法」 の実行機関である行政府は合議制で構成されるとされているのに対し、 とはまれるとされているのに対し、 の実行機関である行政府は合議制で構成されるとされているのに対し、 の実行機関である行政府は合議制で構成されるとされているのに対し、 の実行機関である行政府は合議制で構成されるとされているのに対し、 の実行機関である。「一般意志はそれ自 はない」(ルソーの一般意志は代表されえないからである。「一般意志はそれ自

してしまう(ルソー 1954;p.133)。 れるや選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばイギリスの人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。

に従う限りで「自由」なのであり、ルソーの論理を突き詰めると、選挙与えられていない。ルソーにとって、人民は一般意志の宣言たる「法」代議士は一般意志の代表者ではなく、それゆえ代議士には立法権限が

る。もはや人民は存在しなくなる」(ルソー 1954;p.136)のである。「奴隷」である。「人民は代表者をもつやいなや、もはや自由ではなくなに際してすらイギリスの人民は「自由」ではなく、それゆえ彼らは常に

民意」をいかにして扱うべきか、包摂か排除かといった問題はそもそも そも民意は代表されえないがゆえに、 政治決定に不可避的にともなう「代表された民意」と「代表されざる民 能な試みである。ルソーの一般意志論は、 に対置されるところの「代表制」であることに変わりはない。 る。この意味では、 人と政治決定の主体としての「人民」の間の質的断絶を取り去ることで、 定に際して「民意」を正確に反映するという課題は、 政治決定を行う議員団の選出にせよ、投票という形式をとることによる 代議制民主主義の区別も意味をなさなくなる。 般意志としての ルソーの一般意志論に従うならば、 の対抗関係というディレンマを解消する。 「少数派は一般意志の内容を見誤った」にすぎないからであ 直接民主主義も代議制民主主義もルソーの「共和国」 「民意」の歪曲は不可避だからである。 政治過程において「代表されざる 今まで行ってきた直接民主主義と 多様な個別的利害を有する個 市民の直接投票にせよ、 ルソーにおいては、 もともと実現不可 集合的意思決 そも

### 選挙と民意

定足数が人口よりも少ない以上、選挙というフィルターを通すことによ行動に訴えるという現象は、各国で幅広くみられるものである。議会の剋は常に存在し、後者が自らの正統性を主張し、デモなど院外での直接「代表された民意」と議会外に取り残された「代表されざる民意」の相翻って現実政治に目を転じると、議会過程に反映されることのできた

と反映させる制度なのである。る民意の歪曲は避けられない。そもそも選挙とは民意を選択的に政治

場へと表出することはできないし、そうすることはむしろ回避されるべ 意」であることは、 じめ細分化され、 きことである。選挙において表明される民意が、 までが混然一体となって含まれている。 で特定の政治的立場・イデオロギーごとに整理された意見の中からひと えに基づく政治的見解から、 も民意とは混沌とした不定形なものなのであり、 つをピックアップするというかたちで、 選挙において人々は、 整理されたうえで提示される「パッケージ化された民 ある意味致し方ないことではある。 あらかじめ切り分けられた論点、 理由のない怒りや憎しみなどの情念的要素 そのため、 自分の考えを表明する。そもそ その中には理性的な考 候補者によってあらか それを直接に政治の さらにその 中

representation)」である(Mansbridge 2003;早川 2014a;pp.129-130)。 ブ に基づいた行動をとる余地が与えられることになる。 付与された信託から逸脱して、 事実から、 民意(時々刻々と変化していく有権者意志)は、当然のように矛盾を来すこ た民意でしかなく、他方、有権者の意志は時間の推移とともに変化して において表明される民意とはあくまで選挙の時点(t 時点)で仮に固定され とになる。t 時点での信託を過信して t+1 時点での民意を見誤った政権党 いく。このt時点の民意(選挙の時点で固定された「民意」)とt+1時点の また、時間の経過にともなう民意の変動という問題も存在する。 リ 次回の選挙で下野することになる。 ッ ジ 政権党には選挙の時点で掲げた公約・マニフェストに対して がい うところ の 選挙の時から変動したと推測される民意 予 測 逆にいえば、 的 な 代 表 概 ジェ 民意の変動という 愈 (anticipatory ーン・マンス 選

# シュンペーター・モデルへー民意の「切断」

のである。 議会における政治家間の競争へと移動することになる。これが、シュン 表」の選出のみであり、民主政の政治過程における中心は、選挙から、 挙に先立って存在するものではない。 政治の場へ現れるが、「大衆」とは非理性的・情念的な存在であり、 民主主義理解は、人間の合理性や「一般意志」への不信の念から来るも において選出するところに「民主主義」理解の軸足が移る。このような 的学説」と呼ぶ)、 政治的決定を行う」というものではなく(シュンペーターはこれを「古典 とがわかる。これはシュンペーターの「エリート主義的」民主主義モデ はなく、 ペーターの民主主義理論が 危険性がともなう。そこで、 え、「人民の意志」としての一般意志は非合理なものであり、そもそも選 家や利益集団からの働きかけによって容易に動かされてしまう。それゆ ルと整合的である。シュンペーターにとって民主主義とは、「人民自らが 2014a;pp.154-165) 以上のようなふたつの理由から、 むしろ「ある特定の形式でコード化された民意」でしかないこ 現代社会において人民は不定形な塊としての「大衆」として むしろ人民に代わって政治決定を行う「代表」を選挙 「エリート主義的」と呼ばれる所以である(早 人民に任せられるのは、 選挙とは決して民意の正確な反映で 彼らに政治を直接委ねることには 選挙における「代 政治

利を主張するに至る。 ら解放され、現代政治における一つの正統な民主主義モデルとしての権ら解放され、現代政治における一つの正統な民主主義モデルとしての地位かここにおいて代議制民主主義は、直接民主制の代用品としての地位か

#### 四議会

・ 現代民主政において、議会は人民と政治をつなぐ結節点の役割を担う。・ 現代民主政において、議会は単に人々の意志を政治的決定へと反映させるだけの場ではない。議会主義は、複雑な歴史的経緯を経て構成されたものでの典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型としてポルスビーの類型論を検討することを通して、代議制民主の典型と表示を表示して、

### 近代議会の歴史的背景

う目的から形成されていった政治制度であり、 5年に制定されたマグナ・カルタ(the Great Charter)は、フランス王フ 代表例が、フランスの三部会である。 議会は国王の諮問機関であった宮廷顧問団に由来するものである。この 意付与をはじめとするごく一部の事項に限られていた。 国制において果たす役割も、 る。このように中世における議会とは、 に対して、議会が国王権力の制限を要求し、 を代表するという役割を果たしていた。 ィリップ2世との戦いに敗れ国民の信任を失ったジョン王(「失地王」) いう三つの身分の代表者で構成されており、 近代議会は、その背景を中世における身分制(等族)議会にもつ。 身分制 立法ではなく、 三部会は、 話をイギリスに移すと、121 国王権力の専断を防止するとい これを認めさせたものであ 国王に対して各階級の利害 国王が行う課税行為への同 主に貴族の牙城であった。 聖職者・貴族・平民と

選挙権拡大運動である。 の創造という相反する思想的源流の落とし子として誕生したという経緯 ような歴史的背景から生まれたものである。 る統治という意味での民主政は、 づいて両者を区別する思想が完全に力を失うようになると、デモスによ 体たる市民の差が徐々に小さくなっていき、ついには実質的な要件に基 いうことができる。民主政の主体たるデモスと国民国家における政治主 た自己の力を政治へと向けたのである。 産市民階級は、徐々に政治参加の権利を要求するようになっていった。 このような状況は、 いわゆる近代議会は、 「議会主義」という概念は必然的に両義性を内包せざるをえなかっ 産業革命以降勃興した民主政原理の偶然の邂逅という、 産業革命を機に変化していく。 国王権力へ掣肘を加えることを目的とした中世 彼らは選挙権拡大要求というかたちで、 近代国家において一応その完成をみる。 このことは民主政原理の徹底と 権力の抑制・均衡と、 経済力をつけた中 以上の 増大し 権力

と向かったのである。 会政治の崩壊を目の当たりにしつつも、その後、互いに正反対の方向へ人であるケルゼンとシュミットは、ともにワイマール共和国における議そのような議会主義の両義的な性格をよく表しているといえる。同時代以下で扱うケルゼンとシュミットが議会主義に与えた相反する評価も、

しかしながら、

議会主義には民主主義的な「自

曲

の理念を減じる二

# 議会主義の思想史的背景①―ケルゼン

由」にも似た定義を与えられる。しかしながら、人間が団体や組織を形由」には、他者による支配の不存在といういわばバーリンの「消極的自ケルゼンは、「自由」の概念に民主主義の本質をみる。彼において「自

成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、成して社会生活を営む局面においては、程度の差や形態の違いこそあれ、

いとは、政治的自由を求める戦いであった。 民主主義、すなわち「自由」の思想である。それゆえ議会制を求める戦せン 2015;p.45(原文傍点は省略))。議会主義を規定する支配的理念とはせい 2015;p.45(原文傍点は省略))。議会主義を規定する支配的理念とはあい、国民の普通・平等の選挙権をもとにした形成、それゆえ国民によれば、政治的自由を求める戦いであった。

思形成を多数決によって運営する限り、このような個人の自由と国家意 り、 鑑みるに全会一致は不可能であるという理由から、 致が要求されるはずである。 つの要素が含まれている。多数決原理と意思形成の間接性である 主主義の理念を貫徹するならば、 いるに過ぎない。 国民一人ひとりの意志が国家意志の形成に反映されるべきだとする民 しかもその投票が多数意見だった場合に限られる。 ここにおいて個人が自由なのは、 しかし、 議会における議決方式としては全会一 現実における諸利害の対立状況を 多数決が採用されて 投票の瞬間 議会における意 みであ

可能な限り多数の者が自由であるべきだ」(ケルゼン 2015;p.23)とする、数決を理論的に基礎づけるのは、「万人が自由ではあり得ないとすれば、志の矛盾は―ルソーのような解決策をとらない限り―避けられない。多

妥協した「自由\_

の理念である。

意思形成の間接性とは、国家意志が国民によって直接に作られるので意思形成の間接性とは、国家意志が国民によって直接に作られるので意思形成の間接性とは、国家意志が国民によって直接に作られるのできるにおいてのみ、議会を通じてのみ表明できる」という思想である(ケち「議会は国民の代理人(Stellvertreter)に他ならず、国民はその意志を、ち「議会は国民の代理人(Stellvertreter)に他ならず、国民はその意志を、ち「議会は国民の代理人(Stellvertreter)に他ならず、国民はその意志を、ち「議会は国民の代理人(Stellvertreter)に他ならず、国民はその意志を、ち「議会は国民の代理人(Stellvertreter)に他ならず、国民はその意志を、おいてのみ、議会を通じてのみ表明できる」という思想である(ケルゼン 2015;p.47)。

る。 相克に陥る者を最小限にすべきだ」(ケルゼン 2015;p.23(原文傍点省略)) が自由であるべきだ」、 多数決の原理のうちに、政治社会において極大化された自由の理念をみ の極小化を通じてなされるほかない。 して実現されえない以上、「自由」 擬制」で覆い隠し、多かれ少なかれそれを侵害するものである。だが、 たとえそうであっても、ケルゼンが議会主義の妥当性を疑うことは決し このように、議会主義は民主主義的な「自由」 それは、「万人が自由ではあり得ないとすれば、可能な限り多数の者 政治社会において自然的自由―他者による支配の不存在―が決 「自分の個人意志と社会秩序の一 の理念への接近は他律(Heteronomie) ケルゼンは議会主義の理念、 の理念を「代表という 般意志との間の 特に

とする思想である。

# 議会主義の思想史的背景②―シュミット

ある。 て、 志は、実は同じものであるとされる。なぜなら、「法律は一般意志であり、 対してだけ効力を持つべきだ、ということが民主主義の本質である」(シ が存在している。下されるすべての決定が、ただ決定する者自身にのみ バット 1972;p.36)° 彼が一般意志の内容について誤った見方をしていた」に過ぎないからで そしてそれは自由なる人民の意志だから」であり、 にほかならない。そこにおいては、 して、シュミットにおいてそれは、自由な人民の意志である「一般意志」 ゼンにおいては議会における議決はあくまで多数者の意志であるのに対 ュミット 1972; p.35)。このような理解からは、 本質を見出す。「民主主義を定義するためのものとしては、一連の同 ケルゼンとは対照的に、 ケルゼンとは異なった解釈が出てくることになる。すなわち、ケル それゆえ、「票決に敗れた者は自由ではなかった」のである(シュ シュミットは 票決に敗れた少数者の意志と一般意 同一 性 議会における票決につい 「票決に敗れた者は、 の契機に民主主義の

はない。「実用的ならびに技術的理由から人民の代わりに人民の信頼する 組み込まれており、 1 治において議会は、「人民の代議員会」というかたちで、民主制のなかに して、「議会主義」について考えてはならないということである。 しなければならない事実は、 る。 続いてシュミットにおける「議会主義」についてであるが、 しかしながら、 それゆえ議会主義は民主主義的なものと考えられて 議会主義と民主主義の間には何ら概念的 現実における「議会主義的統治」 を前提に まず考慮 な関連性 現実政

いて決定を行うことができる」からである(シュミット 1972;p.46)。人たちが決定を行うとすれば、唯一人の信頼された人でも人民の名にお

あり、 その精神史的な基礎とするのである。 議会主義は本質的には民主主義ではなく、 ことを強調する。自由主義とは「自由競争と予定調和」 (二)公開性、 シュミットはギゾーをひきつつ、 由な闘争から真理が生じるとする自由主義の思想から生じたものである 公開の討論、すなわち議事を営むことに存する」(シュミット 1972;p.47)。 議会に本質的なことは、主張と反対主張との公開の討議、 議会主義」の究極原理は それを通して、またその結果として「正しい国家意志」 (三)出版の自由を挙げ、これらは競争から調和が、 「諸対立および諸意見の交錯する過程」で 議会制の三つの特徴として、(一)討論 このような自由主義の思想を の思想であり、 公開の論争、 が生じる。 意見の自

換」を意味する(シュミット 1972;p.9)。シュミットは言う、 ではなく、「合理的な主張を以て意見のもつ真理性と正当性とについて に相手を説得すること、言い換えれば自己が真理性と正当性を信ずるよう ではなく、「合理的な主張を以て意見のもつ真理性と正当性を信ずるよう ではなく、「合理的な主張を以て意見のもつ真理性と正当性を信ずるよう ではなく、「合理的な主張を以て意見のもつ真理性と正当性を信ずるよう は得されるということを目的によって支配されているところの意見の交 換」を意味する(シュミット 1972;p.9)。シュミットは言う、

権力機会を商量し、そして、こうした事実的基礎の上に妥協した会的ないし経済的な権力集団として相互に対立し、双方の利害と諸政党は[…]、今日、もはや討論を行う諸意見としてではなく、社

これを以て支配することであることは、すでに識られたこととし て前提すべきであろう(シュミット 1972;pp.10-11)。 ないし真理性について説得することではなくて、 が現れた。[…]それ故、 にはプラカード的・ 力の機会を攫むための目的意識的な商量が現れ、 まい、そしてその代わりに、 動かされる。 ことによって最大の効果を発揮するところの、 結合したりしている。 真正の討論に特有の真の意味での論議は消滅してし 印象的な暗示、 今日問題となっているのは、 大衆は、 政党間の交渉においては、 または[…]「象徴(シンボル)」 目前の利害と激情とに訴える 宣伝機関によって 多数を獲得して 大衆を操作する 相手を正当性 利害と権

による「純粋な」デモクラシーへの道が開かれることになる。おいて、議会主義はその本来の精神史的基礎を失い、代わりに「喝采」的な利害を数の力によって押し通すだけの場へと堕してしまう。ここに衆(マス)はもはや政治エリートを吟味する眼をもたなくなり、議会は個別大衆社会において、マスメディアによるプロパガンダに踊らされた大

が存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質でいるでものであるがゆえに、人民の間には実質的な意味での「同質性」であり、民主主義の本質とは第一に「同質性」であり、第二に「異質なものの排除ないし絶滅」にある(シュミット 1972;p.14)。人民は一般意なものの排除ないし絶滅」にある(シュミット 1972;p.14)。人民は一般意なものの排除ないし絶滅」にある(シュミット 1972;p.14)。人民は一般意なものの排除ないし絶滅」にある(シュミット 1972;p.14)。人民は一般意なものの排除ないし絶滅」にある(シュミット 1972;p.14)。人民は一般意なものが存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質が存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質が存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質が存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質が存在しなければならない。そのため、「民主主義」には必然的に「異質が存在しなければならない。

なものの排除」という内容が含まれることになる。

媒介する必要性はそもそも存在しない。ここに至って、シュミットにお 同質性が確保されているのならば、 よって、 いて議会主義は廃棄され、 主義とはすべての人間を人間であるがゆえに平等であるとみなすことに 「真に徹底した民主主義」が選ばれることになるのである。 このような「民主主義」理解は不可避的に自由主義と対立する。 「民主主義」 的な同質性を稀釈させてしまう。あらかじめ人民の 民族の同質性によって担保されるところの、 個別意見や特殊利害を議会によって 自由

と向かう。 スへの関与を深め、「第三帝国」の桂冠法学者となるに至ったのである。 自由と民主主義の国、 ケルン大学の職を辞し、スイス、チェコスロヴァキアを経て、最終的に 義が必要不可欠だと考えたケルゼンは、 ワイマール共和国の崩壊後、 民主主義を妨げるものであると考えたシュミットは、 すなわち、 アメリカへたどり着く。一方で、議会主義は「純 現実世界において民主主義を行うためには議会主 シュミットとケルゼンは正反対の方向へ ユダヤ人であったこともあり、 次第にナチ

### ルスビーの議会類型論

のふたつに大別する。 ポルスビーは、 各国の議会制度を「アリーナ型議会」と「変換型議会」

部での調整により法案の内容は決定されるため、 出法案は基本的にすべて可決されることになる。 リスにおいては、 「アリーナ型議会」の典型はイギリスである。 下院の多数派勢力が政権を構成するがゆえに、 議院内閣制をとるイギ また、 議会での審議によって 基本的 政府提

> ある。 することに主眼が置かれる。まさに議会は「論戦の場(アリーナ)」なので 可否を決することではなく、 その内容が変更されることはない。 政治的立場が明確になり、 法案審議での与野党の論戦を通して、各党 次回選挙における有権者の判断材料を提供 それゆえ、 議会の機能は法案成立の

0)

関連性がないため、大統領の出身政党と下院の多数勢力が異なるという、 ているのである。 を政策へと実質的に「変換」していくことに議会の主要な役割が置かれ によって、法案が作成される。そこでは、 に行使することになる。政策分野ごとに分けられた委員会内部での審議 権限がないため、大統領制における議会は立法府としての権能を自律的 いわゆる「分割政府」 状況が頻繁に出現する。 大統領(政府)には法案提出 大統領制をとるアメリカにおいては、 方、「変換型議会」の典型はアメリカである。 下院の選挙と大統領選挙の間には 社会から寄せられる政治要求 権力分立を基調とする

これらの説明はあくまで素描にとどまる。 加 のどこかに位置するものとして把握できるのである(ポルスビー 理念的な二極として、各国の議会制度はその間の連続的なスペクトル上 社会的な利害を粛々と政策に変換していく「立法工場」としての議会を だろう。すなわち、現代民主政における議会とは、 相対的に切り離されたエリートの 藤 「アリーナ型」、「変換型」ともに実際の政治過程はもっと複雑であり、 水戸編 2015) 「討論の場」としての議会と、 だが、 理念型の把握にはなる 一方で市民社会から 一方で

# 補論 抽選と民主主義―もうひとつのデモクラシー

本節ではこれを紹介する。 主主義の本質をみるという興味深い見解が存在する(早川 2014a)ので、はなく抽選を制度の中心に据えるという点に、古代ギリシャにおける民財務官など一部の職を除いて抽選によって選出されていた。この選挙で財務でも少しふれたが、古代アテネの民主政においては、公職は将軍、

る。 者選出に見出すこともできる(早川 2014a)。 ジとは裏腹に、自由には厳格な責任(アカウンタビリティ)がともなってい 裁判にかけられた。 認められていたことはすでに指摘した。 加することができ、そこでのすべての議題について発言・投票の権利が ての出席者が活発に議論に参加していたのかというと、そうではなかっ 民会における決定にかんしては、 この一方で、古代アテネにおける「自由」 民会での無責任な発言、 民会での発言には、 民会での自由な政治参加という巷に流布したイメー それと不可分な重い責任がともなったからであ 虚偽の発言は戒められ、 成年男子市民ならばすべての人が参 だが、 実際に当時の民会ですべ の契機を抽選による公職 最悪の場合は弾劾

ていたという。 -ジとは異なり、アテネの民主政において行政官は異なった特徴をもっ 近代官僚制において官僚に期待される有能さ、専門知識といったイメ

選出手続きと短い任期である。いい換えれば、行政職が回ってく能さを示す機会の平等ではなく、抽選という偶然性に支配されたアテネの民主政において行政官を民主主義と結びつけるのは、有

システムといってもいいだろう。(早川 2014a; pp.169-170)はなく、時間軸に沿って展開されたローテーション型の全員参加民主政を支える原理のひとつとなっていたのである。空間的にでる機会が全市民に平等に割り振られているということが、アテネ

リシャの都市国家においては私的領域と公的領域は截然と区別され、 のである(アレント 1994)。 民ならだれにでも公的領域に参加し発言する機会が与えられていた訳で 自由も与えられることはなかったのである。 責任がともなう反面、責任を負う覚悟のない者に関しては、 とは当人の自発的な選択により決定される事項とされていた。 公的領域に参入するというのは、 あるが、「親密さ」の空間である私的領域を離れて「自由」の空間である 述べたとおりだが、そのような責任追及の反面、 また、 公職の任期満了にともなう苛烈な責任追及については第 一定の覚悟と勇気を要する行為だった アーレントによれば古代ギ 抽選の対象者となるこ 政治参加の 自由には 二節で 市

ける支配者と被支配者の同 する者と支配されるものが永久に交代し続け、 観点から語るなら、代表制において支配するものと支配されるものの によってのみ公職を割り振るという意味での平等である。 機会の平等ではなく、公職就任にかんして実質的な要件を設けず、 いういわばフィクショナルなものであるのに対して、 (representatives)」と「代表される者(constituents)」の擬制的同一性と 抽選における政治的平等とは、 性 を確保するのが 選挙を通じて付与される「代表する 性は、 行政の職務遂行に必要な有能さを示す 官職のローテーションによって支配 自分もいずれは支配する 直接民主主義にお 民主主義的 確率 同

一性である。 者の側に回ることがありうるという形で確保されるところの実質的な同

ここにおいては、形式性と偶然性がすべてを支配している。要素は、抽選による公職選出手続きにおいて何らの影響力も及ぼさない。主義的たらざるをえない。一方、何らかの資質・能力といった実質的な何らかの点で他より優れた者を選出するという点で、選挙はエリート

## 五 危機のなかの代議制民主主義

制民主主義は決して安定した制度ではなく、歴史の中で何度もその正統きな危機に見舞われたという(宇野 2016; 第 I 部第 5 章)。つまり、代議就任、議会政治の機能不全によるワイマール共和国の瓦解、と三回の大就任、議会政治の機能不全によるの直接投票によるルイ・ナポレオンの皇帝宇野重規によれば、代表制民主主義は歴史上、アメリカ独立革命によ

性を問い直されてきたということになる。 ズレを生じさせる「分離の契機」の機能不全である。(山崎・山本 2015) にみられることである。第二の点は、代表制に内在するふたつの相反す 決定に日本国民がかかわることができないといった事態は、今日ふつう 義の原則が動揺を来すことになる。 の場合、デモス(人民)の決定がデモス自身に及ぼされるべしという民主主 の狭間に、もしくは国境をまたいで発生しているということである。 位とする代表制民主主義がうまく解決できないような問題が、 帰着する。第一の点は、グローバル化にともない、 的正統性をもった制度として生き残っているという厳然たる事実である. れつつも、 ことは、数度にわたる危機の中で何度もその正統性に対し疑義を向けら つける「同一化の契機」と、「代表する者」と「代表される者」との間に る契機、 のひとつを取り出すと、「代表制の危機」論は主に以下のふたつの論点に 今日、「代表制の危機」が様々な論者によって叫ばれている。そのうち すなわち異なる利害をもった人々をひとつの代表のもとで結び そのたびに代議制民主主義は命脈を保ち続け、 日本国民に影響を及ぼすような政治 だが、 それにもまして重要な 従来の国民を基本単 今日でも政治 各国国境

しよう。 ることはしないとして、第二の論点について論じることで本稿の結びとることはしないとして、第二の論点について論じることで本稿の結びと第一の点は本稿の射程から著しく乖離するのでここでは詳しく検討す

を取り付けていくにつれて、相対的に院内活動の政治的正統性は低下すなど院外運動へと訴えかける。院外での声が強まり、多くの人々の支持で多数を占めるようになると、彼らは選挙を見限り、路上でのデモ活動自らの意見が十分に政治へと反映されていないと感じる人が社会の中

る。 党を選んでも同じ(なので投票へ行かない)」という政治的アパシーが蔓延 分たちの努力によっては埋めがたいものであると認識するとき、彼らは れ」と政治との間にあまりに大きな隔たりを感じ取り、 に一定の「分離」を確保することは必須である。だが、 する事態である。 などにより政党間競争が形骸化することを通して、 政策距離が接近する中道化現象や政党システムの長期にわたる固定化 方、「分離の契機」の機能不全がもたらす「危機」とは、主要政党間 「同一化の契機」 統治の効率性を確保するためにも、デモスと政治の間 の機能不全が招来する「危機」である。 国民の間に 国民が それはもはや自 「われわ 「どの政

治への関心を失う。

る。 体が機能不全に陥ることになる るという意味で、 過ぎると、代議制は単なるテクノクラートの寡頭支配に堕することにな なければならず、どちらか一方が過剰・不足すると、 バナンスの効率性の相剋としても表現できるだろう。同一性が過剰にな るとき、代議制民主主義は危機に陥る。このことは、民主的正統性とガ つつ代議制民主主義を機能させる。 同 「同一化」と「分離」の両契機の間には適切なバランスが保たれてい 民主政はポピュリズムへと変質するし、 一化」と「分離」 両者はトレード・オフの関係にあるということができ の両契機はいわばコインの裏表であり、 両者のバランスがうまくとれなくな 一方で、 代議制システム全 効率性を追求し 相補い

意を一部「切断」することによって専門家による効率的な支配を実現さ的正統性を「代表」という擬制によって確保しつつ、同時に、過剰な民させることによって、「支配する者と支配される者の同一性」という民主まとめよう。代議制民主主義とは政治的決定の回路を複線化・多層化

道は、 僚へ至る「委任」の関係を明確なものにし、「責任」すなわちアカウンタ 待鳥の定義に立ち返るならば(待鳥 2015; p.13)、 らないのは、代議制における両義性は代議制の弱点であると同時に強み う意味で、 志向するポピュリズムと、テクノクラートによる専制政治とが存在する。 ビリティの機会を適切に制度へと組み込むことが必要になるだろう。 でもあるということである。代議制民主主義を再生し「危機」を脱する せる制度であるということができる。 同一 中道にしかない。代議制を「委任・責任の連鎖関係」と規定する 性」と「分離」という一見相反する要素を内部に併存させるとい 代議制は両義的な制度である。 その両極には、 だが、 決して勘違いしてはな 国民から議員を経て官 直接制的な支配を

会後、検討されるべき課題は制度論を中心に莫大な量に上るだろうが、今後、検討されるべき課題は制度論を中心に莫大な量に上るだろうが、 今後、検討されるべき課題は制度論を中心に莫大な量に上るだろうが、

### 【引用·参考文献】

学芸文庫・ハンナ・アレント(1994;原著 1973)(志水速雄訳)『人間の条件』ちくま

- 正学重規(2016)『政治哲学的考察―リベラルとソーシャルの間』岩波字野重規(2016)『政治哲学的考察―リベラルとソーシャルの間』岩波

・ハンス・ケルゼン(2015;原著 1929)(長尾龍一・植田俊太郎訳)『民主主

### 義の本質と価値』岩波文庫

- ・カール・シュミット(1972;原著 1926)(稲葉素之訳)『現代議会主義の精
- 神史的地位』みすず書房
- 橋場弦(2016)『民主主義の源流―古代アテネの実験』講談社学術文庫
- ・早川誠(2014a)『代表制という思想』風行社
- ・早川誠(2014b)「代表制民主主義におけるつながりと切断」(宇野重規
- 編『政治の発見第4巻 つながる―社会的紐帯と政治学』風行社)
- W・ベック、S・ラッシュ、A・ギデンズ(1997;原著 1994)(松尾精文・
- 小幡正敏 · 叶堂隆三訳) 『再帰的近代化』而立書房
- 加藤秀治郎・水戸克典編(2015)『議会政治 第 3 版』慈学社
- · 待鳥聡史(2015)『代議制民主主義』中公新書
- ・三浦まり(2015)『私たちの声を議会へ―代議制民主主義の再生』岩波

現代全書

・山崎望・山本圭編(2015)『ポスト代表制の政治学―デモクラシーの危

機に抗して』ナカニシヤ出版

会契約論』岩波文庫

ジャン=ジャック・ルソー(1954;原著 1762)(桑原武夫・前川貞次訳)『社

#### 神即是愛

内海宙大

## ■この世は愛に満ちている

「この世は愛に満ちている。その愛に気づけば神がすぐそばにいること自分が京都の下鴨神社で受けた啓示では

を実感するでしょう」ということだった。

「愛を知るには防御しないことです」ということであった。もうひとつ言われたのが

こご。を包み込んでいる環境すべてである。そしてどうもこれが神だというこを包み込んでいる環境すべてである。そしてどうもこれが神だということつここでの「愛」とは、「好き」「嫌い」の愛というよりは、自分の周り

さに、これをテーマにしている。 さて、京都、いや日本を代表する祭でもある毎年五月の「葵祭」はま

降りてくるという伝承がある。神が天から降りてくる……京都の上賀茂神社、下鴨神社でも天から神が神が天から降りてくる……京都の上賀茂神社、下鴨神社でも天から神が日本の神社に「天孫降臨伝説」が多いことに気づく人は多いだろう。

その神は「生命の源」ということになっている。あらゆる生命、すな

の「生命の源」に帰っていくという考えが根底にある。わち人間や動植物にいたるまで……は、そこから生まれ、死ぬと再び

かげ)神社で御蔭祭という神事を行う。 葵祭は華やかなパレードの数日前に、美しい渓谷がある八瀬の御蔭(み

やかなパレードは実はどうでもいい話である。この神事のほうが、本来の葵祭の真骨頂であり、みんなが目にする華

れる。※現代は自動車で移動している。の行列が練り歩きながら下鴨神社に到着する。そこで、盛大に出迎えらるからである。神は小さな箱に入って馬に引かれ、修学院地区を神職らなぜなら、御蔭祭によって天=生命の源から神が京都の街におりてく

される天皇である。 そして、その神に御所から「ごあいさつ」に参るのが、斎王代に象徴

つまり、葵祭において天皇は「国民の代表」「神の僕」でしかないので

ある。

そして、神は再び「生命の源」に帰っていく。

く「人間もまた神の一部なり」ということなのである。と自然は区別して、自然の脅威から人間を防御する」という考えではなつまり、神というのは「生命の源」なのだから、西洋のように「人間

れば、たちまち我々は「愛」たる神の存在を知ることができるのである。べてが人間たる自分とつながっており、その「つながり」を認識さえすそれゆえ、あらゆる動植物、とりまく空気、自然や宇宙の世界……す

### ■愛を知るには防御しない

やめることである。「愛」を知るには、西洋の「人間と自然は対立するもの」という考えを、

ばならない」と頭にすりこまれ、教育されているからである。えに「ハエは病原菌を運んで感染症を蔓延させる害虫だから殺さなけれそれは「自然と人間は相容れないもので戦って制圧すべき」であり、ゆたとえば、我々はハエが飛んできたら、無造作に殺そうとするだろう。

はなくなるということである。る。のかし、ハエもまた自分たちと同じ神の一部だと認識すれば害虫であ。しかし、ハエもまた自分たちと同じ神の一部だと認識すれば害虫であが、ハエを害虫だと決めているのは人間であり、形而上学の話であ

学的に防御」するというアプローチをとってきた。類は、こうした問題に直面するたび「自然からの脅威」と決めつけ、「科は、世の中を破壊していくだけである。実際、近代科学を用いる今の人この「自然と人間は相容れないもので戦って制圧すべき」という考え

だが、防御は新たな攻撃を生む。

出す「軍拡」という負の連鎖となっている。な兵器を持てばいい」という「巨大な防御」は、より巨大な脅威を生みな兵器を持てばいい」という「巨大な防御」は、より巨大な脅威を生み国際政治における「核抑止力」という考えがそうだ。「相手国より強大

でいるのである。る国家が核戦争の恐怖を生み出し、人々はよりいっそうの恐怖に苦しん「防御」は恐怖心から生まれる。その恐怖におののく国民の集合体であ

■愛を知るとどうなるか

そばにフレンドリーに近寄ってくるようになる」まず、多くの経験者が「今まで避けていた、警戒していた動物が自分のところで、神とつながる……すなわち「愛」を知るとどうなるか。

ということだった。

がえがないということに気づくことだ。 次に、自分をとりまく自然の世界がとても美しいことを実感し、かけ

らないとおのずと思うようになる。それに気づくと、人間が汚し、破壊した自然をきれいにしなければな

だろう……という考えもなくなる。 すると、今まで、他人事で、自分とは関係ない、誰かがやってくれる

ころの「市民」となるのである。ていく。つまり完全自己決断ができる自立した人間=プラトンのいうと道徳心は公共心を生む。常に自分の意思決定は神と同化するようになっつまり、神の力を感じるようになると道徳心が生まれるということだ。

#### ■まとめ

味している。これが「愛」である。一、神とは生命の源であり、私たちのいる自然・宇宙の環境すべてを意

え方をやめれば、誰でもたちまち『愛』を知ることができる。二、「人間と自然は区別して、自然の脅威から人間を防御する」という考

三、愛を知るには自分の心から「防御」をなくせばよい。

徳心は公共心を生み出す。四、「愛」を知ると、神の力を感じるようになり、道徳心が生まれる。道

た人間=プラトンのいうところの「市民」となる。

五、道徳心と公共心がある人は神と同化し完全自己決断ができる自立し

# クスノキは燃えているか ls the camphor tree burning

# 総合人間学部の失敗と国際高等教育院

丸楠礼二

らしめるものにしかなれない「ルソー『告白』どんな方法をとっても、あらゆる国民はその政府の性格のしかすべては根本的に政治につながっている――

#### はじめに

vol.7)で次のように指摘した。 私はかつて、「プロートディシプリナリーの夢」(非思想非非思想天

込んでもいいのだろうか。 敗から学ばなくていいのだろうか。先人の挫折を歴史のゴミ箱に放り なるほどそれは失敗した。だからなにをやってもいいのだろうか。失 私たちはすでに模範的な大学改革のモデルをもっているのである。

際高等教育院改革にまで「モデル」となって繰り返されているのだった。えない、欺瞞に満ちたものであった。むしろその欺瞞こそが、後々の国学部という新しい組織に改組した改革は、到底「モデル」などにはなり残念ながら、この見解を私は撤回せざるを得ない。教養部を総合人間

科目レビュー委員会報告書を肯定的に描いてみたい。プリナリーの夢」ではやや否定的な評価を下した1997年の全学共通私は本論で、その実態の一端を明らかにするとともに、「プロートディシ

# 「高度」というマジックワード

学共通科目」として残された1。そこで、各学部は四年間の一貫教育を行 担当する専門教育の科目と区別された。 2学年のすべての学部学生の教育を担当した。この教員組織を、大講座 ころで、教養部の担当する科目は「一般教養科目」と呼ばれ、各学部の のすべての学部と同様四年一貫して学生を教育する体制に移行した。 制の大学院にするとともに、総合人間学部という学部を持つことで、 である。 目は、教養部を改組した後も、総合人間学部が責任を持って提供する「全 総合人間学部と人間・環境学研究科は、 教養部とは、 講座制ではなく学科目制の教員組織であり、 1・2学年を対象とするこの科 教養部を改組してなったもの 1 と 他

自己点検・評価報告書」,p.1) 科目と合わせて「全学共通科目」として実施されている。(「平成六年度たが、それに伴い平成5年度からは従来の教養部の授業は他学部の授業に総合人間学部は、平成4年10月に旧教養部を全面的に改組して発足し

目の約95%を総合人間学部が担当している。の科目が全学共通科目として提供されており、平成6年度は全学共通科に加えて、総合人間学部の専門科目430科目の約6割に相当する26総合人間学部からは各学問分野の概論や入門のための基礎的な授業科目

れるべきだという考えによるものである。 もに、「全学共通科目」の実施は総合人間学部に限らず全学によって行わが他学部に一部を委託するもので、全学共通科目の負担を分散するととわれている。これは、全学共通科目実施の責任部局である総合人間学部うけれども、そのうち2年間の教育の多くを総合人間学部に委託するようけれども、そのうち2年間の教育の多くを総合人間学部に委託するよ

登場する言葉がある。それは「高度一般教育」である。 を入間・環境学研究科設置の大枠を定めた「教養部にかかわる構想検討と人間・環境学研究科設置の大枠を定めた「教養部にかかわる構想検討と人間・環境学研究科設置の大枠を定めた「教養部にかかわる構想検討を入間・環境学研究科設置の大枠を定めた「教養部にかかわる構想検討を入間・環境学研究科設置ではなく、「一般教

こで、研究代表者の筧田はこう述べている。育行政および教育社会学見地からみた高度一般教育の研究」である。そ「高度一般教育」が最初に登場するのは、1985-6年に行われた「教

る。 するというものではなく、 おける研究・教育に新しい領域を開拓し、 の段階で実施しようとするものである。 で実施されている。 い用語である。これは簡単にいえば、一 /日本の大学においては、 般教育は聞きなれたものであるが、 しかも、 所謂 これは四年間の学部全期間を通じて実施 一般教育は大学院の前段階である学部 「専門教育」の前段階のものと位置づ それとともに、日本の大学に 般教育が目指すものを大学院 高度一般教育とは聞きなれな 付加しようとするものであ

> 内容とを探究しようとするものである。(筧田ら1987, p.3) るものではない。それは当然、大学院の研究・教育に対応する目的と勿論、われわれは現行の一般教育をそのまま大学院で実施しようとすの論、われわれは現行の一般教育をそのまま大学院の研究・教育の対象とすいられ、前半の1年半ないし2年間で実施されている。……この現状けられ、前半の1年半ないし2年間で実施されている。

である。時は概算要求も出されていた「学術総合研究科」の構想を引き継ぐもの時は概算要求も出されていた「学術総合研究科」の構想を引き継ぐもの学部を持たない大学院の設置は、いままで教養部を中心に検討され一

ŧ 教育」よりは対象領域の問題設定から一定の範囲と深さを持つものと 専攻領域よりはるかに広い領域にかかわるものであるが、所謂「一 である。 要請などから新しい領域への展開を援助し新しい統合を探求するもの 得の専門領域を基盤としながらも学問上や社会的体験、さらに職業的 領域を含める全体性・統合性に拡充するものである。 することができる。 有するものといえる。それは一つには既習の専門領域を核としながら かわる全体性や連関を方向づけるのではなくて、そこに一定の限界を 高度一般教育が単に人文・社会・自然・ それが人間・社会・自然などの現実や本質的構造から関連する諸 従って、高度一般教育はいままでの専門分化された研究科の (筧田ら 1987, pp.4-5) 歴史にかかわる全領域 また、それは既

筧田は「高度一般教育の内容の一考察」として、大学院のカリキュラ

されている点が異なっている。の総合人間学部の制度と同じ趣旨であるが、これが大学院レベルで提案く、その目的は主専攻以外の分野の概要を知ることである。これは現在ムに副専攻を課すことを提案している。副専攻の比重は主専攻よりも軽

といいの事文はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面に深く関連のある領域である。(筧田1987, p.7)的に深く関連のある領域である。(筧田1987, p.7)的に深く関連のある領域である。(筧田1987, p.7)的に深く関連のある領域である。(1987, p.7)の専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに異なったものであるが、「一般教育」とすれば内面のの専攻はお互いに対して、研究・教育にあたる教職員は過度の専門化

容が簡単に提案されている。ミュニケーション科学、女性学でそれぞれの教員から専攻の具体的な内また、宗教学、人間環境論、化学、生物学、数理科学、行動科学、コ

とである2。前者には、カルチャーセンターなどよりも研究に近いところ興味深いのは、生涯学習や企業内研修の肩代わりが重視されているこ

る。 地方自治体は「災害論」「人類環境論」なども希望している。 た技術の基礎、 学院「学術総合研究科」が発足した場合に社職員を派遣する用意がある アンケートを行っている。 か」という質問には地方自治体、企業とも約7割が肯定的に返答してい る調査」があり、 で学習したい一般市民が、 いる。第五章では「官庁・企業 「経済発展論」「アメリカ社会論」といった営業にかかわる分野であり 研修させたい科目は、「論理学・数学基礎論」「情報数理論」といっ 「コミュニケーション論」(マスコミュニケーション?) 57の地方自治体と683の一部上場企業の人事担当に 回収率は50%を上回っており、「京都大学に大 後者には官庁や企業からの派遣が考えられて 社職員の大学院派遣研修ニーズに関す

No.435)にも「一般教育の高度化」の言葉がみえる。 ここに最終報告書をまとめるに至った」。その最終報告書(京大広報めることが必要と考え、委員全員の熱意と協力の下に鋭意検討を重ね、めることが必要と考え、委員全員の熱意と協力の下に鋭意検討を重ね、1992年、大学設置基準の大綱化を受け、全学組織ながら教養部教

予備教育的な位置づけとしてきた点を改め、学生の人間として、またるものではく、むしろ一般教育を前期2年に置いて専門教育のための実施の方向を打ち出していた。これは決して一般教育の軽視を意味すをでは、大学設置基準の改正に先立ち、藤沢委員会の報告書の線本学では、大学設置基準の改正に先立ち、藤沢委員会の報告書の線

いて触れられており、社会人教育がもてはやされていたことが窺われる。

形態での学習機会を提供することも期待されている」と社会人教育につい民の意識や生活の多様化、社会人教育のニーズの拡大等に伴い、多様な――21991年、大学審議会の「大学教育の改善について」の冒頭でも「国

裏一体のものである。 ・通じて得させようとするものであって、一般教育高度化の狙いと表い人間性尊重の態度(humanistic attitude)」を、4年あるいは6年間かな背景と、職業的訓練のためのより良い基盤を造るに必要な、幅広専門家としての成長に伴って要求される「自由な思考のためのより豊

あるう。 のように本学においては、総合人間学部の発足/教養部の廃止を、 のように本学においては、総合人間学部の発足/教養部の廃止を、 とのように本学においては、総合人間学部の発足/教養部の廃止を、 とのように本学においては、総合人間学部の発足/教養部の廃止を、

『(高度一般教育)の理念」は次のようにまとめられている。 さらに、同報告書で、カリキュラム等検討専門部会における「教養教

でき教養教育の目的は、「人間」を尚ぶ思想と実践の創出にあると云えのまい。要するに、大学において新たなチャレンジとして追求されるのででは"humanistic attitude"の啓培を志向するものでなければな来の各専門性を深く踏まえつつも、単に狭隘な専門性を広く越え出て、来の各専門性を深く踏まえつつも、単に狭隘な専門性を広く越え出て、

システム開発センターが設置された。これは2003年に「全学共通教1994年、「教育課程等特別委員会」での議論をうけて高等教育教授

向ように述べている。 「大学と学生 349, pp.17-21)で次 自教授システム開発センターの創設」(大学と学生 349, pp.17-21)で次 上3年に国際高等教育院に吸収されている。岡田は「京都大学高等教 大企画開発部門」が教育院に変わった翌年には「全学共通教育カリキュラ 大企画開発部門」が教育院に変わった翌年には「全学共通教育カリキュラ 大学高等教育研究開発推進機構が20 のように述べている。

学風を検証する― めの自己点検・評価を実施し、その報告書を作成すること。〔『自由の 書を参照〕(2)……本学ならではの教育研究活動を賦活・創出するた るべき京都大学独自の「高度一般教育」を新たに創り出し、築き上げ 取り組みとして〕(1)全学カリキュラムの改革、わけてもその中核た 洞察力と倫理的使命感とを具えた、 法」の研究開発に、全学を挙げて取り組むべきこと ること。〔その理念と取り組みの基本方向は教養課程等特別委員会報告 を超え出た、柔軟かつ強靭な独創性とそれを方向付けるべき人類史的 大学教育の全般にわたる教科内容の「精選」をも含む、 ダーの養成こそ大学教育の目的でなければなるまい。……〔全学的 、教育課程等特別委員会の議論にもとづけば〕 京都大学自己点検・評価報告書』1994年](3) 真の「教養・専門人」としてのリ 従来の狭隘な専門性 広義の「教授

ンテーションを秋春両学期の初めに行い、ビデオにとった授業の分析にその概要は、新任・現職のティーチングスタッフに対して授業のオリエこの第三点に該当するのが高等教育教授システム開発センターである。

布資料、ビデオ映像、観察記録などを用いて検討会を行った。 活用法などを提案するものだった。これに従って「開かれた大学授業を 活用法などを提案するものだった。これに従って「開かれた大学授業を よって個人的な相談に応じ、授業の進め方や表現法の訓練、教育機器の

化してしまった教養教育を、 が目指されている。学部や大学院でのたんなる基礎や準備や入門や導 当する)に属しているが、 育にふさわしい高水準の 入や補充などではなく、 授業は全学共通科目 (田中 1997, p.15) それだけで自立した一般教育であり、 「人間」 京都大学のこの科目では、「高度一般教育」 (おおざっぱにいえば従来の教養科目 高いレベルで再生させようとする試みで 教育である。 これは、 すっかり形骸 高等教 に該

(田中 1997, p.105) 高度一般教育としての公開授業の目標は先にも述べたように、「教育高度一般教育としての公開授業の目標は先にも述べたように、「教育高度一般教育としての公開授業の目標は先にも述べたように、「教育

田中は「高度な一般教育」のための努力を妨げる要因として、学生が

……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。 ……」(田中2012,p5)という厳しい指摘をしている。

化し、 般教育、 ある。 ている。 かなり異なっていたこと、 るように思われる。 象とする教育を組織改革により「高度化」することを意図した言葉であ 成立させるか、という問題意識とは異なる。 積極的には触れられていないが、「一般教育の高邁な理想」という表現は 念頭にあったのは「高度一般教育」であった。 の報告書が適用される当の総合人間学部教員(あるいは教養部教員) からの報告」は キーワードである。「教養部にかかわる構想検討委員会からの報告」でも、 いう言葉は、 さて、 どのような目的によってそれぞれの分野を結び付け、 この言葉は「学問の総合」、つまり、研究者集団をどのように組織 全学共通教育を改善する、 私の問題意識はこうである。「教養部にかかわる構想検討委員 教養部改組・ 「学問の総合」を目指したものであった。 これは、 教養部改組が 総合人間学部設置の前後で頻繁に見出される 藤沢の問題意識と教養部教員の問題 つまり、 「同床異夢」だったことを示し 学部一年から二年までを対 それよりも、 この「高度一般教育」と ところが、 教養教育、 協力関係を の 会

# 全学共通科目レビュー委員会報告書は何を告発したのか

な全学共通科目の実施状況の調査である。いてのアンケート調査)は、総合人間学部への改組後初めての、大規模いてのアンケート調査)は、総合人間学部への改組後初めての、大規模1995年、「平成六年度自己点検・評価報告書」(全学共通科目につ

(「平成六年度自己点検・評価報告書」,p.1) 高度一般教育に関する責任部局としての役割を担っている総合人間高度一般教育に関する責任部局としての役割を担っている総合人間

何かについて考察している。 このアンケートは基本的に学生の満足度(不満度)を計るというもの このアンケートは基本的に学生の満足度(不満度)を計るというもの になっている。人文系、社会系と較べて自然系の積極性が高いが(人文・ とがどの科目を肯定的に、どの科目を否定的に見ている。全学共通科目の とがどの科目を肯定的に、どの科目を否定的に見ているか、その理由による。 とがどの科目を肯定的に、どの科目を否定的に見ているか、その理由は という単独による。 というもの このアンケートは基本的に学生の満足度(不満度)を計るというもの

養部改組は成功しているようにも思われてしまう。ところが、1997.このアンケート調査を見るかぎり、実施状況に大きな問題はなく、教

年「全学共通科目レビュー委員会」報告書は正反対の評価を下している。

## ⑧高度一般教育の理念と現実

能していない。

総合人間学部が全学共通科目を提供し、全学の高度一般教育の実施に責任を持つことについて共通の理解を得ている。また、総合人間学部教育の関係が不可避であることから、全学的に高度一般教育への持つことについて共通の理解を得ている。また、総合人間学部教官のし、総合人間学部が全学共通科目の実施責任部局であることの具体的し、総合人間学部が全学共通科目を提供し、全学の高度一般教育の実施に責任を教育課程等特別委員会では、全学的協力体制の構築を基本に、総合人教育課程等特別委員会では、全学的協力体制の構築を基本に、総合人教育課程等特別委員会では、全学的協力体制の構築を基本に、総合人

の集中と非常勤講師への依存である。特に驚くべきは教養部改組後の慢性的な人手不足による、履修登録者

を超える科目は52科目に増加した。目が47科目あり、科目によっては履修登録者が2000名を超えてい日が77年度(1995)において、履修登録者が500名以上の授業科平成7年度(1995)において、履修登録者が500名以上の授業科

であり、この収容数以上の履修登録者が出席した場合、講義は不可能総合人間学部における最大の教室の座席数は376席(1教室のみ)には5科目あったが、平成8年度(1996)には6科目と増加した。履修登録者が100名以上のゼミナールは平成7年度(1995)

30名の出席者となる。は教室は人で溢れるが、5月には最大で400名、6月では最大で2である。……履修登録者が2000名を超える科目でも、4月段階で

間学部教官の教育負担増のためと思われる。 この数値は総合人間学部発足前の平成4年度(1992) に比べても著 総合人間学部が提供している全学共通科目(カテゴリー2を含む。)は ったためであろう。 しく増加している。この状況は、 1235コマ、そのうち611コマ(49%)が非常勤講師担当である。 コマ (38%)が非常勤講師担当授業科目である。平成7年度(1995) ったが、 平成4年度 マ数965コマ中、 は昭和3年代以降の学生定員増に見合った教養部教官増がなされなか 八間学部の教官数が減少したこと、 全学共通科目担当の非常勤講師の多さは驚くべきものである。これ 昭 和 40 非常勤講師担当コマ数は163コマ(16.%)であ (1992) においては1384コマ中、 年(1965)には教養部における全開講コ 平成4年度(1992)以降の総合 及び専門科目の開講による総合人 5 3 8

学共通科目は危機的状況にある」という全学共通科目レビュー委員会報でおらず、総合人間学部に協力する全学一致態勢が機能しておらず、「全度一般教育」の言葉の背後で進行していたのである。「高度一般教育の理は一般教育」の言葉の背後で進行していたのである。「高度一般教育の理な」は全学的に共有されているが、その具体的内容は各学部に理解されている、こうしたことが「高いでも、受けている学生はほとんどが当該学部の学生であり、全学共通また、「高度な一般教育」を目指すとして学部科目を全学に開放したもまた、「高度な一般教育」を目指すとして学部科目を全学に開放したも

指摘されている。

指摘されている。

(本学共通科目に対する2000年までの報告書を概括総合人間学部の、全学共通科目に対する2000年までの報告書を概括部の、全学共通科目に対する2000年までの報告書を概括が、以上の文脈を踏まえてこそ理解できるであろう。

案がなされている。 道な研究活動が展開され、それに基づいた改善に向けての積極的な提 過年度履修生問題、 の見直し、 間学部の実施責任部局としての負担問題、 その改善の方向性や具体的な改善案が提起されている。 の研究と開発の拠点校となって、 ている。 から実施制度、 問題、学生の意識や在り方の変化など、 意識の低調さ、高度一般教育の理念と実際、 制下での、 力的に検討が積み上げられてきた。 局となった。そのため、全学共通科目の在り方に関して、 総合人間学部は、 また、 カリキュラム構成の無秩序・無構造の問題、 全学共通科目が抱える問題の数々が、 さらに具体的な手続き問題に至るまで、 全国の他の大学とも協力して、 (京都大学自己点検·評価報告書 II 2000, pp.196-7) 外国語科目の受講生の偏り、 教養部の廃止に伴い、 新たな教養教育の創出を目指した地 ……「4年 議論の対象は、 他学部の教養教育に対する 全学共通科目の実施責任部 全学共通科目の実施体制 教養教育カリキュラム (6年) 一貫教育」体 具体的に指摘され、 過剰登録や二重登録 抽象的 多岐にわたっ 例えば総合人 外国語教育の 間断なく精 な理念

³ http://www.kyoto-u.ac.jp/kikaku/tenken2/06shou.pdf (2016/5/4 閲覧

ジウムとして継続されている。の教育改善のための討論集会が開かれており、これは現在も全学シンポの教育が集まって、1泊2日の日程で、全学共通科目の在り方とそまた、1996年からほぼ毎年、総長出席のもと、全学のおよそ20

議論されている(京都大学自己点検・評価報告書 II 2000, p.197) を考える』と題して、第1回から第3回まで報告書が発行されている4。 これまでの3回は、「全学共通科目をめぐって」「教養教育について」 「学部教育から見た教養教育」といずれも教養教育について」 これまでの3回は、「全学共通科目をめぐって」「教養教育について」 全体会での問題提起、分科会、全体討論集会などを通じて、熱心な

国際高等教育院の設置を推し進めた松本は自著でこう述懐している。

した。報告書は一四冊にもなります。(松本 2014, p.167) 権するなどして京都大学の教育はどうあるべきか、議論を重ねてきま年あまりの歳月が経っています。その間、全学シンポジウムを毎年開科目レビュー委員会が〕教養教育の見直しに着手して以来、実に一六スこ〔国際高等教育院〕に至るまでには、一九九六年に〔全学共通

松本前総長は1996年以前の、教養部改組における「高度一般教育」

附属図書館では第二回までの報告書しか閲覧できなかった。

態を白日の下に引き出したのである。以降、そのようなかけ声は影をひは、「高度一般教育」「学術総合」などと意地を張っていた京都大学の実共通科目レビュー委員会報告書以降全学共通科目に対して取り組まれた共通科目を全学共通科目に改名する過程で取り組まれていた問題は、全学の取り組みを認めていない。これはまったく不公平だと思うが(一般教

# 教養部教員に対する差別的待遇の問題

そめたように思われる。

国際高等教育院設置への反対運動の中で「対案」として提示されたC 国際高等教育院設置への反対運動の中で「対案」として提示されたC 国際高等教育院設置への反対運動の中で「対案」として提示されたC

https://sites.google.com/site/kyototekken2011/memo/guo-ji-gao-deng-jiao-yu-yuan-pi-pan#TOC-CU21-(2016/5/4 閲覧)

当教員数は多く、 上のチームが計画的・合理的に形成されることはなかった。……特に 育のヴォリュームが大きいため、 者が出身講座の跡継ぎになるのであった。 私立大学、そして教養部などの教員となった。その中で特に選ばれた く学部講座の卒業生がすべて出身講座の教員として残れるわけではな を経て教養部に赴任した教員が増えるにつれて、 大学紛争以降に若手大学教員となり、 (林 2013, p.18 人事の点でいうと専門学部の植民地的傾向もあった。いうまでもな もともと旧制高校からの移行を含んでいた旧帝大の教養部は、 中心大学の講座の出身者で大学教員を希望する者は、 専門教育、 大学院教育への関与を期待する権利要求は強まった。 それぞれの教室ごとに大所帯の集団をなすが、 外国語、 専門学部の助手・講師や助教授 数学、 特に教養部は必要な基礎教 物理、 教育の過重負担の是 化学などの担 地方大学や 研究 教員

は、

まい、 勤の教員との間で再現されている。 おなじ大学の構成員としては重要な問題である。一般教育の「理念」の 科目制の) 教養部の地位の低さや教学環境の悪さを解消することの方が、 て取り組む戦略も決して間違ったものではあるまい。講座を持たない(学 解されなかったことを強調するのだが、教養部の格差問題を前面に出し 強調は、 る。 教養部改組・総合人間学部設置の背景にはこうした問題があったので この本質的な論点を隠してしまったという評価もあり得よう。 一般教育 あくまで学生のためを思ってのことだという言い方になってし 教職員の地位の格差という問題は、 (教養教育) の形骸化について、 学生数の多さのために全学共通科目 現在は正規の教職員と非常 多くの論者は理念が理

> の多くを非常勤教員に「外注」しなければならないことに対して、 った差別意識が教員の内部に存在しているように思われる。 レベルが落ちている」「一貫した教育ができない原因になっている」と

の

い

### 誤解と怨嗟のるつぼ

学基礎」という言葉をひいている。 この構想は、 に貢献したものとして、林は当時の教養部長であった井上健が唱えた「科 教育の基盤となる学術研究」という新しい発想が生まれたが、この発想 だが、学部の学生を取らない点で異なっている。 成単位であるとともに、 科教授および高等教育研究開発推進センター6センター長を歴任した林 自の大学院研究科を設置する」点では現在の人間・環境学研究科と同じ と文部省への折衝を始めた「総合科学研究科」の構想を評価している。 かつて教養部の教員であり、 自著『教養教育の思想性』で、 「教養部を大講座制に編成替えし、 一般教育を担当する教育組織の単位」とし 総合人間学部学部長、 教養部が1976年にまとめて学内 各大講座は研究組織 そこで、「一般 人間 ・環境学研究 (教養) の構 独

るのが するか』……このような課題を認識し、 性とを、専門家的知識と非専門家的視点とを、 『科学の用語と日常の用語とを、 〈科学基礎〉 の立場であり、 科学的認識における技術性と思想 研究・教育の組織のレベルにおい その内容を対象化しようとす どのように統合 · 統

6高等教育教授システム開発センターが2002年に改組されたもの。

れわれのプロジェクトの目的である。(林 2013, p.28)てそれを具体化することが、「科学基礎研究科」の設置を中心とするわ

ら、 pp.25-35)。概算要求すらも撥ねつけるという文部省の強権ぶりには驚か はずであり、 だ嘆いても仕方ないだろう。文部省官僚も大学の一般教養教育を受けた される。 て関わる必要があるのか」として受け入れられなかった 組織替えすることが必要なのか。その際に教養部のスタッフが一体とし は概算要求として文部省に提出されたが、「教養部を全体として講座制に 蹴した。1979年に再び学内合意を取り付け、「科学基礎研究科」構想 総合科学を担当すること自体に疑問がある。教養部の格差解消としてな 意味を持った」。だが、文部省は「京都大学のような総合大学の一部局が なる研究の理念を打ち出したものとして、 を考えればなおさらである れた「科学基礎」は「一般 間)の主体性」「人間の全体性」について概説されている。ここで提示さ いう。そのあと、「学問の包括性あるいは学問の対象の全体性」「学者 これは井上が手書きで記し学内に回覧した資料のなかの一節であると 既存研究科に教員が分属する方が自然である」としてこの構想を一 しかし、「科学基礎」の説得が文部省に通用しなかったことをた 官僚のなかにはきっと京大卒業者もいただろうということ (教養)教育に責任をもつ組織とその基盤と 学内で簡単には看過しがたい 林 2013,入

それは1984年に臨時教育審議会が発足し、一般教育制度の改変が「外味深いことに、80年代に入ると総長主導の全学レベルの検討に変わった。全学レベルが受け、各部局はこれを冷ややかに見るという構図」は、興これまでの「教養部内での検討からはじまり、教養部側からの提案を

員会」が発足する。 文学部長藤沢令夫を委員長とする「教養部にかかわる大学院問題検討委圧」として迫ってきたからであると林は説明している。そこで、新たに

p.36)

p.36)

p.36)

「高度一般教育」という言葉はこの時期から使われ始めたようだ。私育部改革が、教養部教員に押し付けられる形で始まっていったのであ教養部改革が、教養部教員に理された国際高等教育院構想にも見てとれよう。と教養部改革が内発的なものからお仕着せのものに変わったと(少なくと述べる)、ここに京大執行部と教養部教員との食い違いが発生したこと、教養部改革が、教養部教員に押し付けられる形で始まっていったのである。

に述べている。委員会」に改名されたときにさらに強まったようである。林は苦々しげ委員会」に改名されたときにさらに強まったようである。林は苦々しげこの情勢は、藤沢委員会が1987年に「教養部にかかわる構想検討

の種になったのである。(林 2013, pp.36-37) の種になったのである。(林 2013, pp.36-37)

に京都大学でも教養部改組の予算が組まれた。 対してなされ、 個性化及び活性化等のための具体的方策につて」の諮問が大学審議会に たことは容易に想像される レベルで着々と進行しており、 大学設置基準の一般教育の項目は大幅に大綱化 の答申「大学教育の改善について」が1991年に発表された。同年、 行う大学教育部会が設置された。 1987年には、 翌年に一般教等の改善 文部大臣から「大学等における教育研究の高度化、 その足音が"トップダウン"で聞こえてき そして、その報告に基づく大学審議会 (規制の緩和) 一般教育制度改革は行政 (緩和)され、 を含む調査審議を ほぼ同時

プとグローバル化要求への現実的な足音が聞こえ始め、学内情勢がこの2年度は、いわゆる「大学改革実行プラン」による総長のリーダーシッところで、林が『教養教育の思想性』を執筆していたであろう201

んでしまっている。少々長くなるが引用したい。 そや敵対的に読この被害者意識のために、林は藤沢委員会の報告書をやや敵対的に読

新たに設置することが必要である」と書いて、 すべきである。……このような課題の遂行には、 営為は本来、 各分野の知見の増大のため有効に働いてきた半面、 告書〔教養部等にかかわる大学院のあり方調査研究報告書「学術総合 塗り替えた「学術総合」はこの点で微妙な揺らぎ、 れ自体として明確に設定し、 とっての現実の世界を全体的に明らかにするという上述の目的 体制で協力し合うだけでは不十分であり、 の全体的な連関をみえにくくしていることも事実である。学問研究の 研究科の構想」1986年〕で「研究分野の専門化と細分化の進行は、 ていたとみることができる。委員長であった藤沢令夫教授は当時の報 に立ち返りその意味を問うものという立ち位置をとっていた。 る。ここでは「科学基礎」の理念とつがなり、「細分化された discipline 境界を埋めようとするのに対して、「科学基礎」は既存知事態の基礎 総合,学際」 人間にとっての全体的な連関を明らかにすることを志向 が細分化された既存知を動員して新しい課題への対応 その目的をもとに組織された研究機構を 諸科学の統合により人間に 「学術総合」 専門諸科学が既存の それらの知見の 自己矛盾を内包し を説明して を、そ 間

本ののの代的問題に対処する」姿勢が強調され、境界問題への個別科構造の現代的問題に対処する」姿勢が強調され、境界問題への個別科構造の現代的問題に対処する」姿勢が強調され、境界問題への個別科展の現代的問題に対処する」姿勢が強調され、境界問題への個別科展の現代的問題に対処する」姿勢が強調され、境界問題への個別科

教員に鬱積した不満を考えれば、これもやむを得ないのかもしれない。の部分」は藤沢が校閲したところではなさそうである)。しかし、教養部はいるようだが、どうしても「理念のぶれ」と言いたかったのだろう(「別はいるようだが、どうしても「理念のぶれ」と言いたかったのだろう(「別日は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細目は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細目は「disciplinary」にあった。「細目は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細目は「disciplinary」にあった。「細目は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細目は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細胞は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細胞は「discipline 構造」に対決する「proto-disciplinary」にあった。「細胞では、proto-disciplinary」にあった。「proto-disciplinary」にあった。「細胞の形式を表現する「proto-disciplinary」にあった。「細胞の形式を表現する「proto-disciplinary」にあった。「proto-disciplinary」にあった。「細胞の形式を表現する「proto-disciplinary」にあった。「proto-disciplinary」にありまする「proto-disciplinary」にある。

ろう)。 想性」で阿部謹也を持ちあげているが、なぜ藤沢と対話しなかったのだけないのか(私淑していたのか面識があったのか、林は「教養教育の思どうして文学研究科の藤沢の言い分に教養部の林が肩入れしなければい

えば「基礎科学科」の設置理由には藤沢らしい思想が現れている。に教養部に飲ませられた、いわば「煮え湯」の報告書である。だが、例教養部教員の思想を無視し、「大綱化」の外圧によって"トップダウン型"れていないのも残念なことだ。もちろん林にも言い分はあろう。これは、林が一九八九年の「教養部にかかわる構想検討委員会からの報告」に触

礎科学科」を設置する。(京大広報 No.366 別冊, pp.5-6 強調は引用者)である。科学・技術の基礎的枠組となるのは、数理自然学である。従ってこのような数理自然学のよって立つ基盤を、その歴史と原理の両側ってこのような数理自然学のよって立つ基盤を、その歴史と原理の両側ってこのような数理自然学のよって立つ基盤を、その歴史と原理の両側ってこのような数理自然学のよって立つ基盤を、その歴史と原理の両側ってこのような数理自然学のよって立つ基盤を、その歴史と原理の両側ってこのような数理自然学のよって記述を表示していることされた困難が、共に科学・技術の著しい進歩を原動力としていることされた困難が、共に科学のような場合に表示している。

し、林の著書の後半が、真理に憧れそれを探究する科学的心がけ、正義・リナリー」の思想に反応できなかったのかは一見奇妙に思われる。しか科学論にこだわったことは、私が藤沢を評価した点でもあった。 数理自然学を探究するために……などと書かずに、科学史・科学哲学

<sup>「</sup>総合人間学」は、「「観想」としての「いかにあるか」の知」つまり、「「総合人間学」は、「「観想」としての「いかにあるか」の知」つまり、「一般合人間学」は、「「観想」としての「いかにあるか」の知」つまり

る。 林は、1987年の「教養部にかかわる構想検討委員会」 設置とともに、 員会の「教養課程の改善について」の答申について」京大広報 ることながら、一般教育のカリキュラム問題にも(むしろこちらの方に) となった」という理解は偏りすぎというべきであろう。大学院構想もさ 置するといった妥協を余儀なくされ、 礎」による「総合科学研究科」および「大学院科学基礎研究科」を目指 鳴するところがあり、敢えて「科学基礎」を取り上げたのだと考えられ 貫教育を行う一方的な決定によって、 多くの議論が割かれているのは明らかである(例えば「大学問題検討委 から学内の思惑や外圧により科学基礎の理念を失った「学術総合研究科 よって規模を縮小した「科学基礎研究科」や既存研究科に独立専攻を設 していた教養部改革が、文部省の強硬な姿勢で挫折し、学内の無理解に 教養部の他にも化学研究所や基礎物理学研究所の教授を務めた井上と共 大学院に加えて学部も必要であるという現実路線や各学部が四年間の一 林は理学部出身で固体物性の専門家なので、 しかし、 教養教育改革の通史として見た場合、「70年代に「科学基 そうこうするうちに80年代中ごろ 一般教育のカリキュラム理念に混 同じく理学部を卒業し、  $No.24)^{\circ}$ 

四年一貫教育が提案されてもいるのである。 
の中の学生を持たないことからくる重い心理的な被差別感」を解消す 
学院構想を重視しすぎていると思う。学部を必要とするのは、教養部が 
学院構想を重視しすぎていると思う。学部を必要とするのは、教養部が 
の事態を表現しまであるが、この評価は科学基礎を土台にした大

を、 No.91 別冊, p.15) 的完成への教育― 年の教養課程を通じて教養教育・ っては、先ず、教養教育と専門教育との家庭上の区分をやめて、 方が適切であると考える。「一般教育、 「大学における一般教育と教養課程の改善について」 1 9 6 9 年 11 適宜、 並行的に実施する方法を考究すべきであろう。(京大広報 月に、 と専門教育、 国大協教養課程に関する特別委員会が公表した あるいは専門分野に傾斜した教育と -広い視野と深い識見とを養う人間 あるいは教養課程の改革に当た のつぎの見解 4 か

養部を代表するものとは見なしがたい。れていない。林の見解は内部からの情報として貴重であるとはいえ、教れていない。林の見解は内部からの情報として貴重であるとはいえ、教京大広報で閲覧できる教養部のどの報告書も井上の「科学基礎」に触

がほぼ一手に担うという形で教養部の差別的待遇が維持されたのであるで研究環境が整えられたとはいえ、全学共通教育の負担を総合人間学部たのであり、そこに格差の根があったのである。大学院を設置すること専門課程とをむすぶ役割が期待されていた。その負担を教養部教員に負訴を戻そう。そもそも、教養部とは高校までの一律的な教育と大学の話を戻そう。

林が執筆したのかもしれない。 人間学部と人間・環境学研究科の礎を築かれた」とある。この追悼文は任して教養部改組の端緒を拓くための理念形成を指導され,今日の総合。京大広報 No.592 の井上健の追悼文には、「教養部改善検討委員長を歴

たものなのである。 たものなのである。 に、京都大学の改革も大学人の誤解と怨嗟のるつぼの中で練り上げられた。 定本が「あらゆる毛穴から血と汚物をしたたらせ」て生まれてきたようで激しいやりとりが続いた」が、「その場合に主に焦点になったのは理系を中心とした専門基礎教育科目の負担」であるという林の述懐(林 2013,を中心とした専門基礎教育科目の負担」であるという林の述懐(林 2013,を中心とした専門基礎教育科目の負担」であるという林の述懐(林 2013,を中心とした専門基礎教育の開講科目数や分担について各学部との間に、京都大学の改革も大学人の誤解と怨嗟のるつぼの中で練り上げられた、京都大学の改革も大学人の誤解と怨嗟のるつぼの中で練り上げられた、京都大学の改革も大学人の誤解と怨嗟のるつぼの中で練り上げられた、京都大学の改革も大学人の誤解と怨嗟のるつぼの中で練り上げられた。

# 国際高等教育院の設置で起こったこと

# 背景その1 大学の法人化と「勝ち組」の京都大学

てみよう。

てみよう。

でみよう。

の改革の地ならしとなった、国立大学の法人化の経緯を箇条書きにした。今度は、一時は人間・環境学研究科の大規模な改組が見込まれていた。今度は、一時は人間・環境学研究科の大規模な改組が見込まれていはどのようなものであり、またそれはなにを帰結したのかについて語っはどのようなものであり、またそれはなにを帰結したのかについて語っはどのようなものであり、またそれはなにを帰結したのがについて語ってみよう。

- 1996年行政改革会議「国立大学の民営化を検討すべきだ」
- 1998年中央省庁改革推進本部「国立大学の独立行政法人化を要

# ・2000年法人化に関する調査検討会議

(国立大学法人法の検討

ラン)提出・2001年小泉純一郎内閣発足「国立大学構造改革の方針」(遠山プ

期報告と学長の権限の強化が挙げられる。 法人化の具体的な内容として、PDCAサイクルにもとづく中間・長・2004年国立大学法人法にもとづき、国立大学は法人化・2002年文科省「新しい「国立大学法人」像について」報告

法人化以前の国立大学は、簡単に言ってしまえばトップに学長がい法人化以前の国立大学は、簡単に言ってしまえばトップに学長がいた。(天野 2008, p.118)

致する。
京都大学においてはいまだに部局長会議が大きな決定権を持っている
京都大学においてはいまだに部局長会議が大きな決定権を持っている。国際高等教育院改革の原が、理事会主導の側面も年々強くなっている。国際高等教育院改革の原が、理事会主導の側面も年々強くなっている。国際高等教育院改革の原の職員が参加する「教育院」組織へと変わったことも法人化が掉さしたことの職員が参加する「教育院」組織へと変わったことも法人化の動向と一地である。

機能もあり、 受け取っており、 営費交付金の割り当てを見ると、全交付金額のおよそ8%を東京大学が 教員・学生比をもとに交付される標準運営費交付金とは別枠である。 資金面でより有利になった。それに加えて、 研究能力が高く、附属病院や産学連携といった経営資源が潤沢な大学が、 法人化以後、この再配分機能がなくなったことで、 な傾斜配分がなされている。 定運営費交付金がつくようになった。これは、 国立学校特別会計は不透明ではあったが、診療報酬の再配分といった 大学間格差の歯止めになってきたと天野は指摘している。 また上位10大学の累積は50%近くになるという、露骨 大学の研究能力に応じて特 大学設置基準をベースに 科研費を取るための 運

2008, pp.14-5)

2008, pp.14-5)

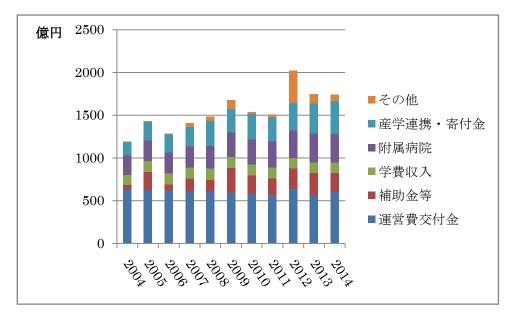
対」を唱えようともまやかしである。 人化以後京都大学の決算が膨らんでいるなら、いくら口先で「法人化反得をしたのか、損をしたのか?」。もし得をしたとするなら、つまり、法と天野は指摘する。そこで、私は問いたい。「京都大学は法人化によってと可を基盤にしたより広がりの大きな、経営資源の格差」が生じているこの結果として、「これまでの制度上の差異に根差した格差ではなく、

を見て頂きたい。 を見て頂きたい。 を見て頂きたい。 を見て頂きたい。 を見てで、法人化以降の京都大学決算の内訳の推移を表わした以下の図

9

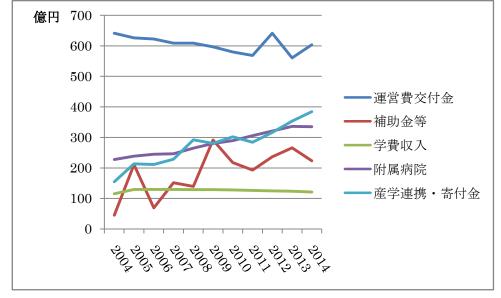
http://blog.goo.ne.jp/la\_old\_september/e/65d919fc4cb53280bf036fa62ee3312b(2016/4/30 閲覧)

したのである。また、その内訳の額の推移は以下のとおりである。人化以後増大しつづけたことがわかる。京都大学は法人化によって得を運営費交付金は漸減しているものの、全体として京都大学の決算は法



特に産学連携の額の上昇が著しい。これは天野の格差構造の指摘を裏付補助金、附属病院、それに産学連携や寄付金の額が右肩上がりであり、

けるものである。



ようにある。(「その他」の項目に含めた)である。それについて、決算書には以下の(「その他」の項目に含めた)である。それについて、決算書には以下のれ続けていた運営費交付金の35億円近い増額と、292億円の出資金2012年度決算はきわめて象徴的である。まず、驚くべきは削減さ

産学共同研究開発事業に伴う出資金を受け入れております。 (注8) 当初予算段階では予定していなかった国立大学法人の行うり、予算額に比して決算額が3,457百万円多額となっております。 (注1) 当初予算段階では予定していなかった国立大学法人の行う

大学改革が進めば進むほど、研究大学との癒着を物語ってあまりたの二極分解構造こそ、国家権力と京都大学との癒着を物語ってあまりる。いわゆる「マタイ効果」である。逆に、規模が小さく教育中心で学る。いわゆる「マタイ効果」である。逆に、規模が小さく教育中心で学るのがある。

る。

「復興財源の確保」という名目で給与は減額されたのである。

ころか、逆に「復興財源の確保」という名目で給与は減額されたのである。ところが、重要な点を付け加えておこう。ではいってようになっている。ただし、重要な点を付け加えておこう。である。

ころか、逆に「復興財源の確保」という名目で給与は減額されたのである。

場で何度も法人に対して主張した。だが、法人は結局、復興財源を「賃 ればよいので、賃下げの必要はない、と私たち労働組合は団体交渉の 割合が高い法人では、「ない袖は振れない」状態となり、賃下げを迫ら うちの一部にも、 かたがない。 ば、世論の人気が取れる」との浅はかな計算であったと見られてもし 賃金カットが、 で、 乗賃下げ」が行われたのである。 依存率を掛け合わせたよりも「高い」率になってしまった。 終的な賃下げ率は何と、国家公務員の賃下げ率に京大の運営費交付金 奮闘によって、 金カットによって」捻出することに固執し、これを強行した。 沢に蓄積していたからである。それなら、 れることになってしまった。/しかし、京都大学はそうではなかった。 …現実に起きたのは、国が、各法人に交付する運営費交付金をカット た。ここで、独立行政法人と、国立大学法人はターゲットになった… 行われた。これ自体がすでに疑念を抱かせる。「公務員叩きをしておけ 大学の規模を生かして多額の外部資金を獲得し、預金などの資産を潤 したということであった。そうすると、 2011年の東日本大震災の後、 国家公務員の大幅賃下げを法律によって強行した。最大1割近い /その後、 賃金削減率は国家公務員よりも低くなったもの 被災地の被災者である公務員に対しても情け容赦なく 同様の賃下げを行わせるべく、 政府は、 10 国から資金が提供されている団体の 政府は復興財源の確保という名目 収入に占める運営費交付金の そこから復興財源を提供す はたらきかけを始め いわば 何便

<sup>10</sup> http://ironna.jp/article/3095?p=5(2016/04/19 閱覧)

高山の分析が当を得ていることを示すであろう。

高山の分析が当を得ているととは思わないが、増大する決算額とは裏腹のかある。おそらく、決算額の増大は京都大学の構成員の給与が低い水準にとどまっていることは興味深いに京都大学の教職員の給与が低い水準にとどまっていることは興味深いに京都大学の教職員の給与が低い水準にとどまっていることは興味深い

# 背景その2 民主党政権の政治主導

ついてさらなる削減が提案された13。2011年には行政刷新会議の提1%ずつ減らされてきた大学法人への運営交付金も特別教育研究経費に2年)度予算編成のため、行政刷新会議による事業仕分け11が行われた。2年)度予算編成のため、行政刷新会議による事業仕分け11が行われた。定規化し、政治主導態勢がアピールされた。そして2010年(平成2定例化し、政治主導態勢がアピールされた。そして2010年(平成2定例化し、政治主導態勢がアピールされた。そして2010年(平成2定例化し、政治主導態勢がアピールされた。

指され、教育や研究を予算面でも支援することが示されている。 12012年7月20日に提言をまとめた17。ところがこの提言型政策仕分けには松本総長が出席15したことは特記に値する。この提言型政策仕分けの削減」は影をひそめ、むしろ高等教育進学率をさらに高めることが目の削減」は影をひそめ、むしろ高等教育進学率をさらに高めることが目の削減」は影をひそめ、むしろ高等教育進学率をさらに高めることが目間では「無駄の削減」は影をひそめ、むしろ高等教育進学率をさらに高めることが目間では、数育や研究を予算面でも支援することが示されている。

ことは猛省しなければならない。……じめとする様々な社会資源を高等教育強化のために投じてこなかった等教育への財政支出を劇的に増やすなか、ただ日本だけが、予算をは主要経費は政権交代により回復したものの、この二十年間、他国が高とりわけ、自民党政権において一貫して減少し続けてきた大学関係

高等教育本位の就学・就業構造は、College for All を掲げるアメリ

<sup>11</sup> Wikipedia「事業仕分け (行政刷新会議)」(2015/11/27 閲覧)

<sup>12 「</sup>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22.12.7 閣議決

<sup>13</sup> http://www.shidaikyo.or.jp/newspaper/online/2383/1\_3.html(2015/11/27 閲覧)

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yn42-att/2r9852000001z17o.pdf(2015/11/27 閲覧)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1313827.htm(2015/11/27 閱覧)

<sup>16</sup> http://ameblo.jp/toshiro141/entry-11252297870.html (2015/11/27 閱

<sup>17</sup> http://www.toshiro.jp/PDF/houkoku.pdf(2015/11/27 閲覧)

この20年間これらの国々が産業構造・就業構造の転換に成功し、社会 それぞれ90%強、 豪州、韓国が、日本ともに3%前後であったものが、2010年には、 発展する国々共通のトレンドであり、1990年代の大学進学率が、 カや大学進学率が8割を超えたとも言われる韓国など成熟社会として んじてしまったことの間には、 全体の付加価値生産性を向上させている一方、我が国が、低成長に甘 70%となり、日本を大きく引き離していることと、 一定の相関があると考えるのが自然で

予算にも復興特別会計が計上され、 いままでの「ムダの削減」中心の政策が一転18、「震災からの復興」中心 この変節にはおそらく東日本大震災が大きく関わっている。京都大学 運営費交付金は増額となっている。

18 の文脈に位置づける分析もある。 本論とは異なり、 大学改革実行プランを「大学の統廃合と予算削減」

や経済界の要請との整合を図りつつ、中間報告〔大学改革ワーキング シナリオを描 中長期的には入学定員を維持・拡大して公的な投資を増やす」という そうだ。端的に言うと、「再編・統合も視野に入れた大学間連携を促し、 チーム中間報告書〕の主要部分を取り込んで「実を取る」戦略で進み いて読まざるを得ない。……文科省によるプランの具体化は、 ており、そこで示された大学の統廃合と予算削減への圧力を念頭に置 大学改革実行プランは国家戦略会議での議論をふまえてまとめられ 財務省

http://shinken-ad.co.jp/between/backnumber/pdf/2012\_10\_dai2tokush

始まっていく。 のものとなった。 そして、高等教育に対する政府の本格的なテコ入れが

# 「大学改革実行プラン」へ 「大学改革ワーキングチーム」「大学改革タスクフォース」 から

# 大学改革実行プランの発表と反響

2012年6月5日に「大学改革実行プラン」が発表される。

の政策提言仕分けや年末の財務省との折衝で大学改革が論議になった タスクフォース(TF)」で、省内関係者により検討された。 ランは、副大臣(発足当時は森ゆうこ氏)の下に置かれた「大学改革 に応える教育改革の推進」の方針19を提示し、翌5日には高井美穂副 大臣らが「大学改革実行プラン」∞として詳細を発表した。……同プ 平野博文文部科学相が 6 月 4日の国家戦略会議に「社会の期待 昨年11月

u00.pdf

(2015/11/27 閲覧

ただし、 んど触れられていない。 国家戦略会議がまとめた「日本再生戦略」では大学改革にほと

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo9/shiryo/\_\_icsFil es/afieldfile/2012/06/25/1322792\_6.pdf (2015/11/27 閲覧

<sup>20</sup> http://www.tokushima-u.ac.jp/\_files/00144773/kaikaku\_plan.pdf (2015/11/27 閲覧)

議などに諮られていくことになる。21ソライズされたものではない。今後、個別の案件が中教審や協力者会して急きょまとめられた。だから同省の「方針」として必ずしもオー野田首相からも「宿題」が出されている。今回のプランはその答えとことを受けたもので、今年4月には戦略会議民間議員から提言があり、

不信の声が聞かれている22。もに、審議会を経ずにプランが策定・広報されたことについて委員から学改革実行プラン」について義本高等教育企画課長から説明があるとと合月7日に開かれた中央教育審議会大学教育部会(第17回)では、「大

【宮崎委員】今の実際の工程表等々、非常によく考えて練り込んでつていると思ってはいるのですが報告されているのです。それも完了形で「決まりました」「やります」が報告されているのです。それも完了形で「決まりました」「やります」「いつからです」というようなことが出ますと、大分慌てるわけですが、これから審議してくださいということですが、まだ議論の余地が、これから審議してくださいということですが、まだ議論の余地が、これから審議してくださいというのとまず何いたいと思います。

21 http://ejwatanabe.cocolog-nifty.com/blog/2012/06/post-fb0f.html(2015/11/27 閲覧)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/13 23747.htm(2015/11/27 閲覧)

財務省とのあいだで一つの重要な合意が交わされた。 
事業」費として138億円の新設に成功する。その際、文部科学省と衝の時期であり、財務省主計局との折衝において、「国立大学改革推進手上げられた。第1回会合は、同12月15日に開かれた。折しも予算折時を同じくして文部科学省内部でも「大学改革タスクフォース」が立時を同じくして文部科学省内部でも「大学改革タスクフォース」が立

【文部科学大臣・財務大臣合意文書のポイント】

応をとるべきかについて議論を進めてきた。 状況を調査研究し、それとともに私立大学が現今の状況にどのような対教育の質向上検討分科会」を設置して、「大学ポートレート」を取り巻くというのも事実である。本委員会は、昨年度同様、平成24年度も「大学唐突とも思えるほど急激に進んでおり、大学関係者も戸惑いを隠せない語をとるべきかについて議論を進めてきた。

http://www.shidairen.or.jp/blog/info\_c/academics\_c/2013/03/28/10883 (2015/11/27 閲覧)

改革強化推進事業」(138億円)を新設する。 今後の我が国の再生に向けて、大学改革を推進するため、 「国立大学

具体的な国立大学改革の方針については、文部科学省内に設置した 手する タスクフォースにおいて検討を行い、 協議の上、 速やかに改革に着

教・科学技術予算のポイント」(2012年12月)24から推測することが この合意の背景を、 財務省主計局主計官神田眞人による「平成24年度文

### 1 国立大学法人運営費交付金

1 1, (復興特会計上57 528億円 億円込み)11,423億円(▲105億円、▲0%) ↓ 1 1, 366億円(▲161億円、 1.4 %

大学を取り巻く環境の変化に即応するために、 国立大学の改革につい

ての基本的考え方

年度は▲0.5%)。 期中期目標期間 に基づき、スピード感を持って大学改革に取り組むこととする (平成22年度~) 最大の削減額、 同最大の削減率。 (第 2 23

#### 2 国立大学改革強化推進事業 138億円 (新規

世界の大学と対等に伍していくため、 重点的に支援する制度を新設 協力も大胆にできるように、カリキュラムや組織の大規模な見直しな 多様性、開放性を図るとともに、大学の枠組みを超えた大学間の連携 ど、これまでにない深度と速度で積極的に大学改革を推進する大学を 国立大学の教育研究の活性化、

#### 、取組例

 $\bigcirc$ の改組等 教育の質保証と個性・特色の明確化 (教員審査を伴う学部・ 研究科

連携等) 〇 大学間連携の推進 (学部・研究科の共同設置、 地域大学群の連合

 $\bigcirc$ 大学運営の高度化 (事務処理の共同化、 大学情報の一元化等) 25

っている。 神田の著書 『強い文教、 強い科学技術に向けて』ではやや文面が異な

25

大学改革強化推進事業(138億円)を創設し、 大学改革の取組みをさらに加速させるため、 新たな補助金として国立

- 学拡大のための抜本的制度改革等 科の改組、 i )教員の質保障と個性・特色の明確化 外国人や実務家等の教員や役員への登用拡大、 (教員審査を伴う学部・研究 双方向の留
- 連携等) ii )大学間連携の推進(学部・研究科の共同設置) 地域大学軍の連合
- ііі 大学運営の高度化 (事務処理の共同化等)

援することとした。 の改革をこれまでにない深度と速度で行う取組みに対して重点的に支

24/yosan011.pdf(2015/11/27 閲覧

http://www.mof.go.jp/budget/budger\_workflow/budget/fy2012/seifuan

### リーディング大学院構想27

った。その象徴的な政策を二つ挙げよう。 38億円の国立大学改革強化推進事業補助金が設けられたのではないだ 38億円の国立大学改革強化推進事業補助金が設けられたのではないだ 運営費交付金を161億円削減するとともに、改革推進のため新たに1 取工力が強まったことを加味して、平成24年度予算策定の際、国立大学 のたり、その象徴的な政策を二つ挙げよう。

### 国立大学改革強化推進事業

は選定から外れている。)
「現立大学改革強化推進補助金が新規に138億円。京2012年度、国立大学改革強化推進補助金が新規に138億円。京2012年度、国立大学改革強化推進補助金が新規に138億円。京

得に成功!のため新規に39億円を計上。京都大学は思修館構想28で見事この予算獲のため新規に39億円を計上。京都大学は思修館構想28で見事この予算獲2011年度国家予算では「新成長戦略のリーディング大学院構想」

の上で必要だったのかどうかは発育を包わせる。 「他門プラスの116億円が計上された。この予算の一部が思修館に入ったのかどうかは不明である。運営交付金がだんだん減っていくなかで、たのかどうかは不明である。運営交付金がだんだん減っていくなかで、というよりはむしろ内発的な、京都大学の拡張政策ともとれる。松本総というよりはむしろ内発的な、京都大学のはでの手で必要だったのかどうかは疑問であり、「外圧に抗しきれなかった」というよりはむしろ内発的な、京都大学の情経費の一部が思修館に入ったが民主党による政治主導の大学改革に深く関与していたことも、野心をいうよりはむしろ内発的な、京都大学の本語の大学であり、「外圧に抗しきれなかった」というよりは記していたことも、野心をいうよりはむしろ内発的な、京都大学の拡張政策を包わせる。

### 国立大学改革プランへ

(神田 2012, p.307)

した教学マネジメントを実現。」教養科目の半分以上を英語で講義する事を目指し、グローバル化に対応の強固なコネクションを活かし、100人規模の外国人教員を新規採用、96取組内容は、「大学教育の国際化のため、世界の大学や外国人研究者と

http://www.mof.go.jp/budget/budger\_workflow/budget/fy2011/seifuan23/yosan009.pdf(2015/11/27 閲覧)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryo/\_\_icsFiles/afieldfile/2011/01/26/1301488\_02\_1.pdf(2015/11/27 閱覧)

http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/\_\_icsFiles/afieldfile/2011/11/29/1313575\_01.pdf(2015/11/27 閲覧)

2 との大きな違いである。 学教育等の在り方について」29を提言する。提言では大学運営の他にも、 革計画はいったん白紙に戻る。しかし大学改革の方向性は引き継がれ、 しについて、教学内容にまで踏み込んでいるところが、 グローバル化、イノベーションの創出、 2012年 13年1月に教育再生実行会議が発足、5月28日に「これからの大 12 月 26 日の第二次安倍内閣発足によって民主党の大学改 キャリア教育、 民主党時の政策 社会人の学び直

のように触れられている。 日本再興戦略」(H25.6.14 閣議決定) では、 大学改革について以下

#### ⑥大学改革

の拡充に直ちに着手する。今後3年間で大胆で先駆的な改革を後押し などの人事給与システムの改革、 テムの構築、大学や学部の枠を越えた教員ポスト・予算等の資源再配 若手・外国人研究者の活用拡大等を目指す。このため、大学評価シス 界トップレベルの教育の実現、 分及び組織再編、大学内の資源配分の可視化、外国人研究者の大量採 立大学について、産業競争力強化の観点から、 大学改革全般に関する「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、 年俸制の本格導入、企業等の外部からの資金を活用した混合給与 産学連携、 運営費交付金の戦略的・重点的配分 イノベーション人材育成、 グローバル化による世 玉

> める。 30 でに改革を完成させる具体的・包括的な改革プランを早急に取りまと して改革を加速し、 第3期中期目標期間 (2016年度から) 開始ま

及は随所にあるが、特に、 よく合致するであろう。 同日 「教育振興基本計画」も閣議決定された。高等教育についての言 以下の部分は民主党時代の大学改革の方針と

### 8 1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

はじめ教学上の改革サイクルの確立や積極的な情報公開への取組状況 ラムの確立など、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を 可視化と評価,その結果を踏まえたプログラムの改善・進化を行うと 的な教育課程の編成, を参考の一つとする。31 補助金等の配分に当たっては, を促進する。 いう一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立 学長を中心とするチームを構成し、学位授与の方針の下で、 /そのため,教学に関する制度の見直しを図るとともに, 組織的な教育の実施, 例えば, 組織的・体系的な教育プログ 厳格な成績評価, 成果の 体系

30 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\_jpn.pdf (2015/11/27 閲覧)

3/06/14/1336379\_02\_1.pdf http://www.mext.go.jp/a\_menu/keikaku/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/201

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach

\_\_icsFiles/afieldfile/2013/10/16/1340415-9-1.pdf(2015/11/27 閲覧)

濃くなっている。 算配分とチェック体制がさらに強化されており、より政治主導の色彩が りでがで教育関係への言及が大幅に増えている。また、選択と集中の予 ションの再定義」を提出している。。 民主党時代と比べて、閣議決定の に発表した。これに基づき、すべての国立大学法人が分野ごとに「ミッ これらを踏まえ、文部科学省は「国立大学改革プラン」を策定し、11月

#### 永劫回帰

だ。 ニーチェ『ツァラトゥストラ』 一切はむなしい。一切は同じことだ。一切はすでにあったこと

く、すごいぞ、今までとはちがうぞ、といった程度の意味であろう)。合人間学部の設置のときの差異よりも、むしろその同質性に私は目がゆい回される京都大学の選択も、予算の通りそうなプロジェクト名としで語ることもできなかったのである。「国際」という言葉と同じく、「人で語ることもできなかったのである。「国際」という言葉と同じく、「人で語ることもできなかったのである。「国際」という言葉と同じく、「人で語ることもできなかったのである。「国際」という言葉と同じく、「人で語ることもできなかったのである。「国際」という言葉と同じく、「人で語が、といった程度の意味であろう)。

2013, p.38) が優先されるという結果になったのである。この頃、「国際」「情報 出たということだが、この機に実現させるためには、という政治判断 となった。これは学内ではほとんど議論が積み上げられたものではな が、それまでにはなかった"環境"が全体構造を支配するキーターム そしてさらにその4年後に「環境相関研究専攻」が設置されていった 研究科という名が現れたのである。 緊急性などを明確に説明しなければならないというのが変更を余儀な が起こってきた。文部省から予算要求をするうえで、社会的必然性 究科の名称「学術総合研究科」を変更しなければならないということ 認められるということが明らかになる寸前に、文部省の示唆により研 あり、こうした"社会要請" かった。そのためこの名称変更には当時の西島総長からも強い疑義が っていた。一方、急遽出現した「人間・環境学研究科」は、 くされた理由であった。そして極めて短時間のうちに「人間・環境学 人間論専攻」「文化論・文化史専攻」「地域研究専攻」の3専攻からな 「環境」がキーワードとしていたるところに表れてきたことの反映で 「人間・環境学専攻」の1専攻、2年後に「文化・地域環境学専攻」 教養部の教員を主力とした独立研究科「学術総合研究科」の設置が への対応を官僚は求めたのであった。 「学術総合研究科」 一案は、 初年度に 「科学・

学に対する愛校心として理解できるものだろう。しかし、そもそもの決する絶え間ない自己正当化のプロセスが始まる。これは本来なら京都大そして、いったん方針が定まり、予算が動くと、今度はその改革に対

² http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/houjin/1341970.htm(2015/11/27 閲覧)

か。 科の教員はこの建物をそしてこの組織をどのような目で見るつもりなの ラス張りの巨大な国際高等教育院の棟が建っている。 運動の帰結ではなかったか。 それは、 わるであろう。それが国際高等教育院設置に対する総人や人・環の反対 定が強者に振り回されている以上、 れば、 再び文科省の方針が変われば簡単に突き崩され、 不満を糊塗して現状を肯定する「奴隷根性」にほかならない。 現在、 その愛校心は、 人・環の研究科棟の向かいには、 敢えて強い言い方を 人間・環境学研究 無力感へと変 ガ

置も、 なければ、大学改革の動向を理解することはできないように思わされる。 教養部 ているものは一体何かを説明することの方がはるかに重要である。 私にとっては、大学改革の内容より、 京都大学の見栄のために担ぎ上げられる空疎な言葉。 を図ろうとするやり方、そして「高度一般教育」に「グローバル化」に、 の大綱化33」や「大学改革実行プラン34」)に同調しつつ内部問題の解決 結論を述べよう。 国際が流行れば国際にするのだろう。 構図はとてもよく似ている。 (総合人間学部) との食い違い、 人間・ 環境学研究科の設置も、 京都大学執行部 繰り返されるこのパターンを支え 文科省の指針 そのくらい冷めた目線で見 国際高等教育院の設 (総長・理事会)と 総合が流行れば総 (「大学設置基準等

麽沢、林、田中といった大学人は一般教養科目や全学共通科目の問題

は 一 うべき問題を見いだすのなら、 る。 に愚痴を言うような学生も所詮はその程度の学生なのだということであ を言うような大学人はその程度の大学人でしかなく、そして、 はその政府の性格のしからしめるものにしかなれない 言いたい、「すべては根本的に政治につながっている」と。 に思い思いに向き合い格闘した、 「プロートディシプリナリー」も 個の夢想に終わらざるを得ない。 国家に全面的に追従するつもりがないのなら、いやしくもそこに闘 国家を根本的に変革しようとしない限り そのことは大いに認めよう。 「科学基礎」 いや、 せめてこう結ぶべきか も「人間形成」もすべて あらゆる大学 - 文科省に愚痴 大学当局 だが私は

旅に病んで夢は枯野をかけ廻る

#### 参考文献

2012 ナカニシヤ出版 『生成する大学教育学』京都大学高等教育研究開発推進センター 編

都大学高等教育教授システム開発センター 玉川大学出版部 1997 『開かれた大学授業をめざして~京都大学公開実験授業の一年間』京

『教養教育の思想性』林哲介(ナカニシヤ出版 2013

|国立大学・法人化の行方』天野郁夫 東信堂 2008

ニーズと未来像』研究代表者 筧田知義(京都大学教養部 1987)『教育行政および教育社会学的見地からみた高度一般教育の研究

『京都から大学を変える』松本紘「祥伝社新書 2014

မ္သ

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpad199101/hpad199101\_2\_150.html(2016/1/16 閲覧)

34 http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/24/06/1321798.htm(2016/1/16 閲覧)

### 編集後記

、バー・バー・Kのにように、モーのを見たころに、名式は話しいたい半年に1号というペースで発刊を続けてきたことになります。今号をもってVol.10に到達しました。ついに大台二桁、めでたいですね。「新大学哲学研究会が発行してきた同人誌『非思想非非思想天』も、

われます。 局に応じて扱われるテーマの傾向も微妙な変化を遂げていったように思は少しずつ入れ替わり(一方で Vol.1 から書き続けている人もいます)、時バックナンバーを眺めてみると、年月の経過にともない、当然執筆陣

のでしょうが、果たして本当にそれでいいのでしょうか。 さて、昨今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、昨今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、昨今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、昨今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さな、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さて、明今世間に蔓延する反知性主義的雰囲気を鑑みるに、今後の「哲さな、明今世間に蔓延する反知性主義のでしょうか。

う人々が一定数いるのだと推察されます。一つ言えることは、もはや哲実からは、不確かな時代状況にあって何らかの指針を求めて哲学に向か哲学書の読書会をする学生サークルや市民団体が多数存在するという事一方で、哲学に期待を寄せる人がいることも確かです。この京都にも

代における一つのメディアとして機能しているでしょうか。時代になっているということです。『非思想非非思想天』もそのような時学はアカデミアの占有物ではないし、そうであることを許さないような

我々の同人誌にはさして統一テーマのようなものがあるわけではなく、 各人が自分の興味のあるテーマを好きに書いています。投稿者が抱いて にはないでしょうか(もちろん、主張の訴求力は議論の論理性や魅力に依 ではないでしょうか(もちろん、主張の訴求力は議論の論理性や魅力に依 ではないでしょうか(もちろん、主張の訴求力は議論の論理性や魅力に依 でします)。いずれにせよ、多様な表現の回路を市民社会の中に留保して おくことは、現代という時代において決定的に重要であると考えます。 おくことは、現代という時代において決定的に重要であると考えます。 していくことを願いつつ、記念すべき Vol.10 の編集後記を終えようと思 していくことを願いつつ、記念すべき Vol.10 の編集後記を終えようと思 りていくことを願いつつ、記念すべき Vol.10 の編集後記を終えようと思

酷暑の候、哲学研究会BOXにて

編者

#### 非思想非非思想天 第十号

発行日: 2016 年 8 月 7 日発行者: 京都大学哲学研究会

Mail : kyototekken@gmail.com

Twitter : @kyototekken

web : https://sites.google.com/site/kyototekken2011/